第３期
志布志市子ども・子育て支援事業計画
（志布志市こども計画）

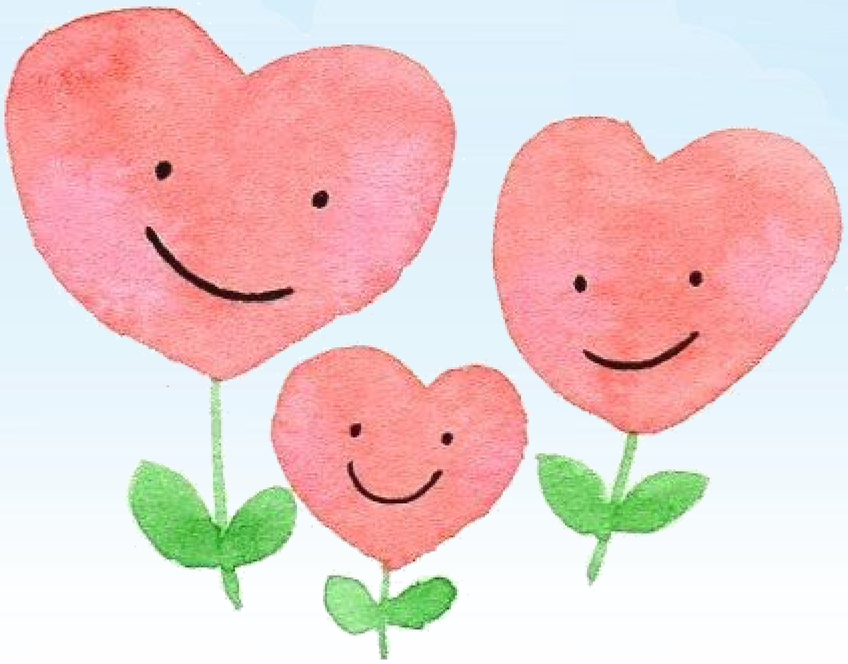

鹿児島県志布志市

ごあいさつ

現在の子育て世代を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、子育てしづらい状況であり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加しております。

若い世代においても「こどもを満足できる環境で育てられるか不安」と感じる風潮が強くなっており、「こどもを生みたい」「こどもを育てたい」という意欲が生まれにくい傾向があります。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、大きく変化する社会環境を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、より良い関係の形成やこどものより良い育ちを実現することであり、「こどもの最善の利益」が実現される社会をみんなで考えていくことだと考えております。

少子化や共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域全体でこどもたちを支え、誰もが子育てしやすいまちづくりを進めていく事が求められます。

このような中、本市におきましては、令和２年度を始期とした「第２期志布志市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を実施してまいりましたが、計画期間の終期が令和６年度となっていることから、今回、令和７年度を始期とする「第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画（志布志市こども計画）」を策定いたしました。

こどもたちは未来を担う大切な存在です。市民の皆様とともに、こどもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる社会を築いていきたいと考えています。今後も市民の皆様の声に耳を傾けながら、子育て支援策の充実に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり御協力いただきました、志布志市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等を通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様や関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

志布志市長　　**下　平　晴　行**

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨 ―――――――――――――――――――――――1
２　計画の位置付け ――――――――――――――――――――――――――2
３　計画の期間 ―――――――――――――――――――――――――――3
４　「こども基本法」の概要 ―――――――――――――――――――――3
５　「こども大綱」の概要 ――――――――――――――――――――――5
６　計画の策定体制 ――――――――――――――――――――――――――5

第２章　志布志市の子ども・子育てを取り巻く状況

１　統計的な状況 ―――――――――――――――――――――――――――8
２　子育て支援施設等の現状 ――――――――――――――――――――――19
３　子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果 ―――――――――――――――23

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の方向性 ――――――――――――――――――――――――――35
２　計画の基本目標 ―――――――――――――――――――――――――36
３　施策の体系 ――――――――――――――――――――――――――――37

第４章　基本目標ごとの取り組み

基本目標１　こどもの可能性に対する支援の充実 ―――――――――――――38
基本目標２　地域一体となった子育て支援の充実 ―――――――――――――42
基本目標３　こども・若者の健やかな成長に向けた支援 ――――――――――49
基本目標４　職業生活と家庭生活の両立の支援 ――――――――――――――57
基本目標５　こどもの権利を尊重する社会の実現 ―――――――――――――60
基本目標６　こども・若者にやさしい社会づくり ―――――――――――――67

第５章　事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

１　「量の見込み」算出の考え方 ―――――――――――――――――――――73
２　教育・保育の提供区域の設定 ――――――――――――――――――――73
３　教育・保育事業の量の見込みと確保方策 ―――――――――――――――74
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ――――――――――77

５　幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進体制 ----------88
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 ------------------------------------89
７　放課後児童対策 --89
８　その他推進方策 --91

第６章　計画の推進に向けて

１　推進体制 --93
２　計画の進行管理 --93

第７章　資料編

１　志布志市子ども・子育て会議条例 --94
２　志布志市子ども・子育て会議委員名簿 --96
３　用語解説 --97

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

■「こども基本法」と「こども大綱」

我が国においては、これまで児童虐待防止対策や待機児童対策などの施策に取り組んでおり、こどもに関する法律として「児童福祉法」「少年法」「教育基本法」などが存在していました。しかし、こどもを「権利の主体とし、こどもの権利を保障する総合的な法律」は存在していませんでした。

そのため、近年においてこどもの生活や権利が十分に守られていない状況の中、若い世代においても「こどもを満足できる環境で育てられるか不安」と感じる風潮が強くなっており、「こどもを生みたい」「こどもを育てたい」という意欲が生まれにくい傾向があり、こどもの権利の軽視が、大きな社会問題となっている「少子化の原因」にも関連があると考察されました。

そこで国は、「こどもの利益を一番に考え、こども関連の取り組みを国の中心に据えることが重要」だという認識の上で、「すべてのこどもが人格形成や自立した個人として成長することを支援し、心身の状況や環境に左右されることのない権利を守る」ことを目的とした、「こども基本法」を令和５年４月に制定しました。さらに、こどもや子育てに優しい社会づくりに向けた幅広い施策の推進を行うための機関として「こども家庭庁」も設立しました。

同年 12 月には、これまで別々に策定されてきた「少子化社会対策基本法」、「こども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困対策に関する法律」に基づく３つの大綱を統合し、「こども・若者の視点から、分かりやすくライフステージ別に施策の基本方針や重要事項」を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定され、目標および方針として「こどもまんなか社会の実現を目指す」ことが示されました。

■「第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画（志布志市こども計画）」

本市においても、急速な少子化の進行や家庭・地域環境の変化を受け、未来を担うこどもたちの健やかな成長を支え、安心してこどもを生み育てられるまちづくりを進めています。これにより、幼児期の学校教育・保育および子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、令和２年（2020 年）３月には「第２期志布志市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和７年度に「第２期志布志市子ども・子育て支援事業計画」を改定するに当たり、これまでの子ども・子育てに関する施策を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るため、国の「こどもまんなか社会の実現」を目指すべく、本市においても「こども・若者・子育て施策を総合的に推進する計画」として、新たに「第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画（志布志市こども計画）」を策定することと致しました。

2　計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条に規定する「市町村こども計画」でもあり、「第２次志布志市総合振興計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、志布志市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」は令和７年３月までの時限立法でしたが、令和６年５月に改正が行われ、令和 17 年３月まで 10 年間再延長することとなりました。

本市では、引き続き本計画において「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとし、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」等についても、包括的に盛り込むこととします。

■第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画（志布志市こども計画）の位置付け

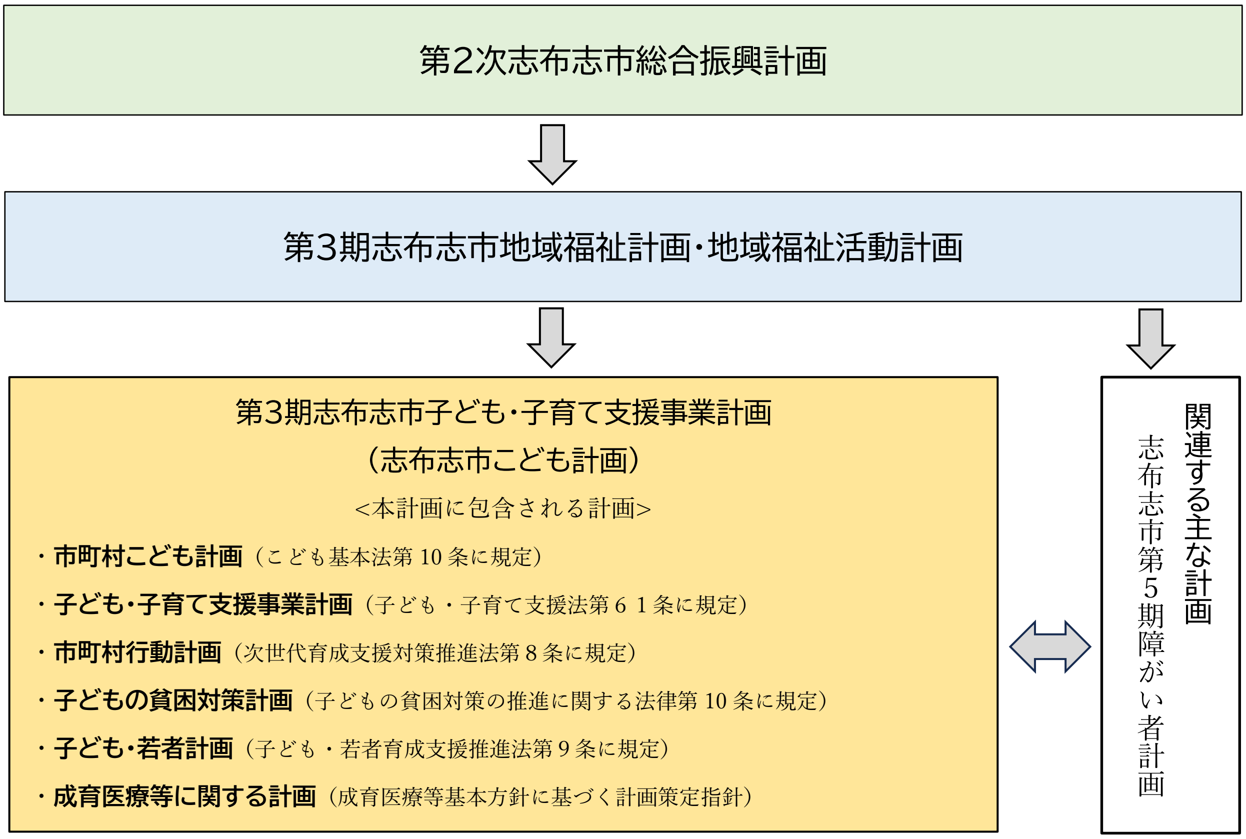

3　計画の期間

本計画は、令和７年度（2025 年度）を初年度として令和 11 年度（2029 年度）までの５年間を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には、志布志市を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5.年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
志布志市 子ども・子育て支援事業計画					第２期志布志市 子ども・子育て支援事業計画					第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画 （志布志市こども計画）				

4　「こども基本法」の概要

（１）制度の目的

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映やこども大綱の策定などについて定めています。

（２）「こども」の定義

こども基本法では、「こども」を「心と身体の発達の過程にある人」としています。

「心と身体の発達の過程にある人」とは、こども基本法に基づいて策定された「こども大綱」において、「18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」と示されています。

・「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
・「学童期」（小学生年代）
・「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）
・「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満）

また、施策により「ポスト青年期」（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者）も対象としています。

※「若者」については、法令上の定義はないものの、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いる。（こども家庭庁通知より）

（３）「こども施策」の６つの基本理念

１．すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
２．すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
３．年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
４．すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
５．子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
６．家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

（４）こども施策に対する「こども等の意見の反映」

こども基本法第 11 条では、「こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。

そのため、こどもも社会の一員であるという認識のもと、下記のような方法を一例として、こどもからの意見の聴取及び施策への反映に取り組むことが求められています。

・こどもや若者を対象にしたアンケートやパブリックコメントの実施
・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進
・こどもや若者にとって身近な方法である SNS 等を利用し直接意見を聴く仕組みや場づくり
・こどもたち自身の運営による情報共有と意見交換などの機会の設定　など

5　「こども大綱」の概要

（1）制度の目的

こども大綱は、こども基本法に基づき、令和５年 12 月 22 日に閣議決定されました。「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、おおむね５年後を目途に見直すこととされています。

（2）「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」

こども大綱は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、「自立した個人としてひとしく健やかに成長」することができ、「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護」が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指しています。

（3）こども施策に関するの６つの基本的な方針

1．こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2．こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3．こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4．良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5．若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6．施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

6　計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・

子育てに関する意識等）や、こども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施期間

令和６年１月に実施

③調査対象

調査は「就学前児童調査」と「就学児童調査」の２種類の調査を一体的に実施し、「就学前児童調査」は志布志市在住の就学前児童（０～５歳）の保護者を対象、「就学児調査」は志布志市在住の就学児童（６歳以上）の保護者を対象として調査を行ないました。

④調査方法

「就学前児童調査」は、保育所・認定こども園を通しての配布回収及び一部郵送による配布回収、「就学児童調査」は、小学校を通しての配布回収にて調査を行ないました。

⑤調査数及び回収状況

区　分	就学前児童	就学児童
配布数	９７０件	１，２３０件
回収数	６１７件	８２３件
回収率	６３．６％	６６．９％

（２）子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計４回の審議を行い、計画を策定しました。

第１回子ども・子育て会議	➢ 第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査報告 ➢ 計画施策の実績 ➢ 認定こども園移行 ➢ その他・今後のスケジュール
第２回子ども・子育て会議	➢ 計画の概要について ➢ 志布志市の子ども・子育てを取り巻く状況について ➢ 計画骨子について ➢ 教育・保育の量の現状と見込について ➢ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて
第３回子ども・子育て会議	➢ 基本目標ごとの取り組み ➢ 事業計画 ➢ 計画の推進について ➢ 計画素案のパブリックコメント及び県との協議について
第４回子ども・子育て会議	➢ パブリックコメントについて ➢ 計画原案について

（３）パブリックコメントの実施

令和７年２月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、市民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。

第２章　志布志市の子ども・子育てを取り巻く状況

1　統計的な状況

（1）人口の推移

本市の総人口は、令和２年 10 月 1 日現在、29,329 人で減少傾向となっています。

このうち、15 歳未満の年少人口は、4,016 人で総人口の 13.7％となっています。

また、15 歳以上 64 歳未満の生産年齢人口は、14,579 人で 49.7％、65 歳以上の高齢者人口は 10,513 人で 35.8％となっています。総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合は、平成 17 年から令和２年までの 15 年間で 5.5 ポイント増加しています。

一方で、15～64 歳の生産年齢人口の割合は 6.3 ポイント減少しており、高齢化が進行しています。

区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総人口（人）		34,770	33,034	31,414	29,329
	15 歳未満	4,483	4,302	4,483	4,016
		13.6%	13.7%	13.6%	13.7%
	15～64 歳	18,511	16,783	18,511	14,579
		56.0%	53.4%	56.0%	49.7%
	65 歳以上	10,008	10,329	10,008	10,513
		30.3%	32.9%	30.3%	35.8%

※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

（資料：国勢調査）

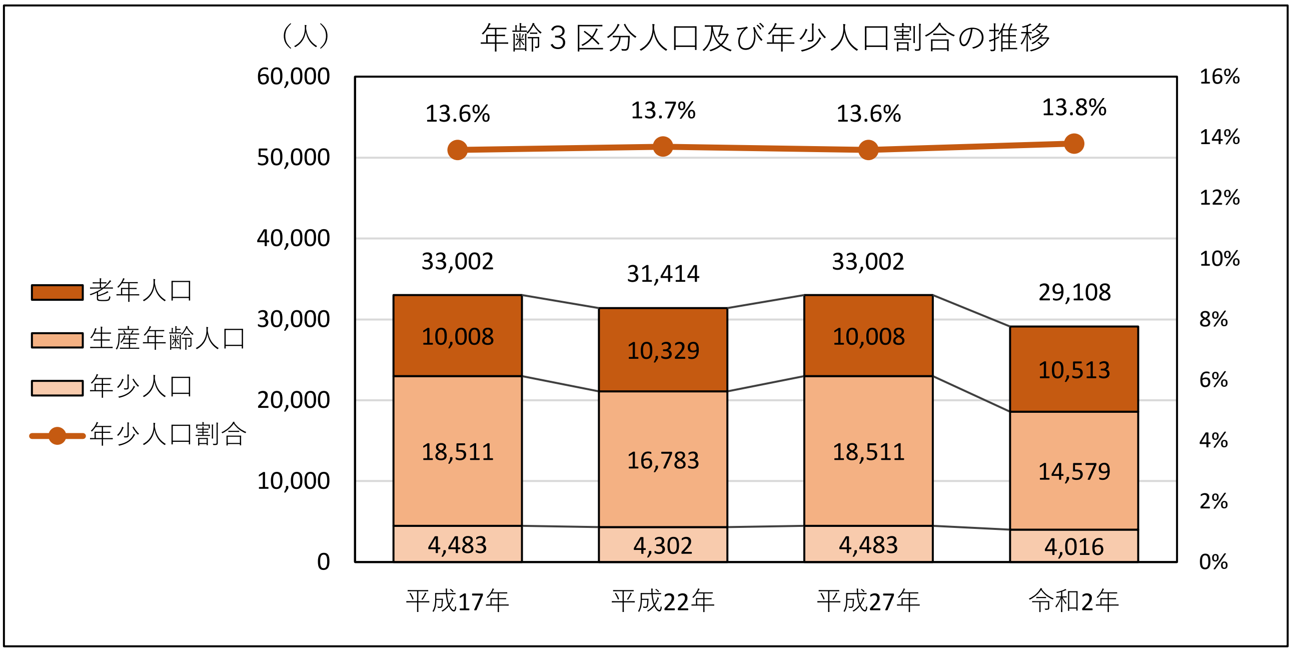

（２）将来人口の推計

本市の総人口は、令和 11 年には 26,320 人と推計され減少傾向となっています。

乳幼児の人口についても、令和７年の 1,069 人から、計画の最終年度にあたる令和 11 年では 947 人となり、122 人の減少と推計されます。

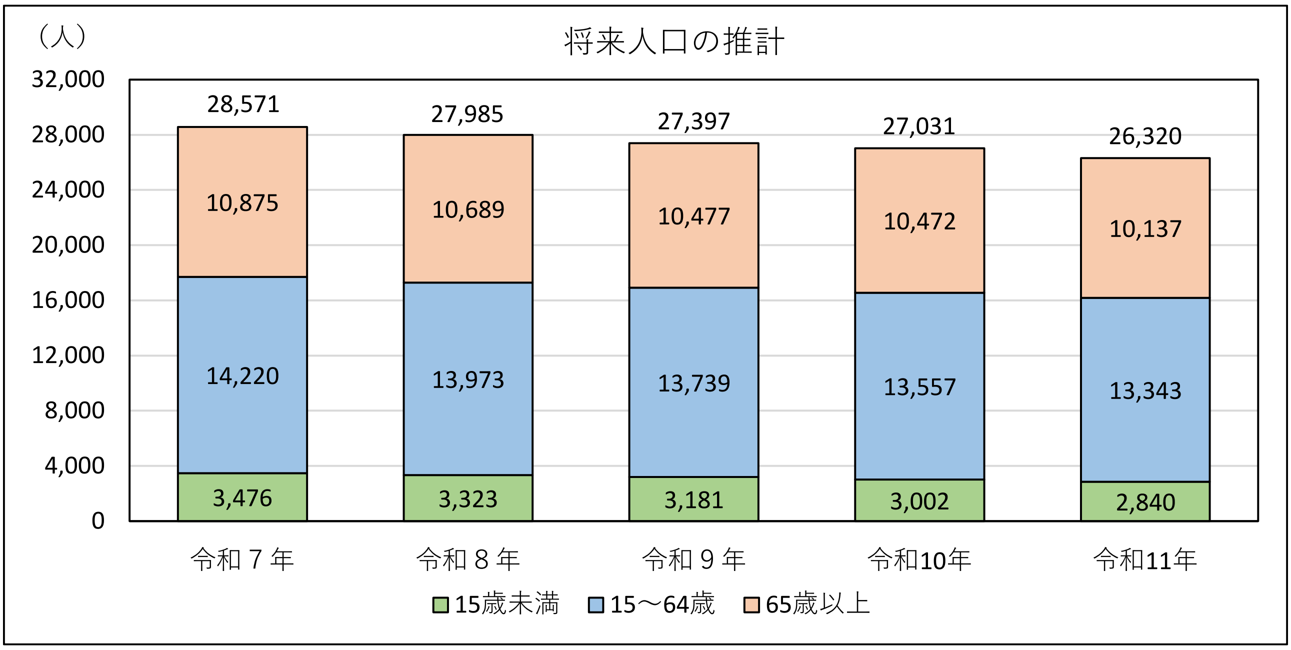

※令和元年～令和５年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：庁内データ・県人口動態統計）

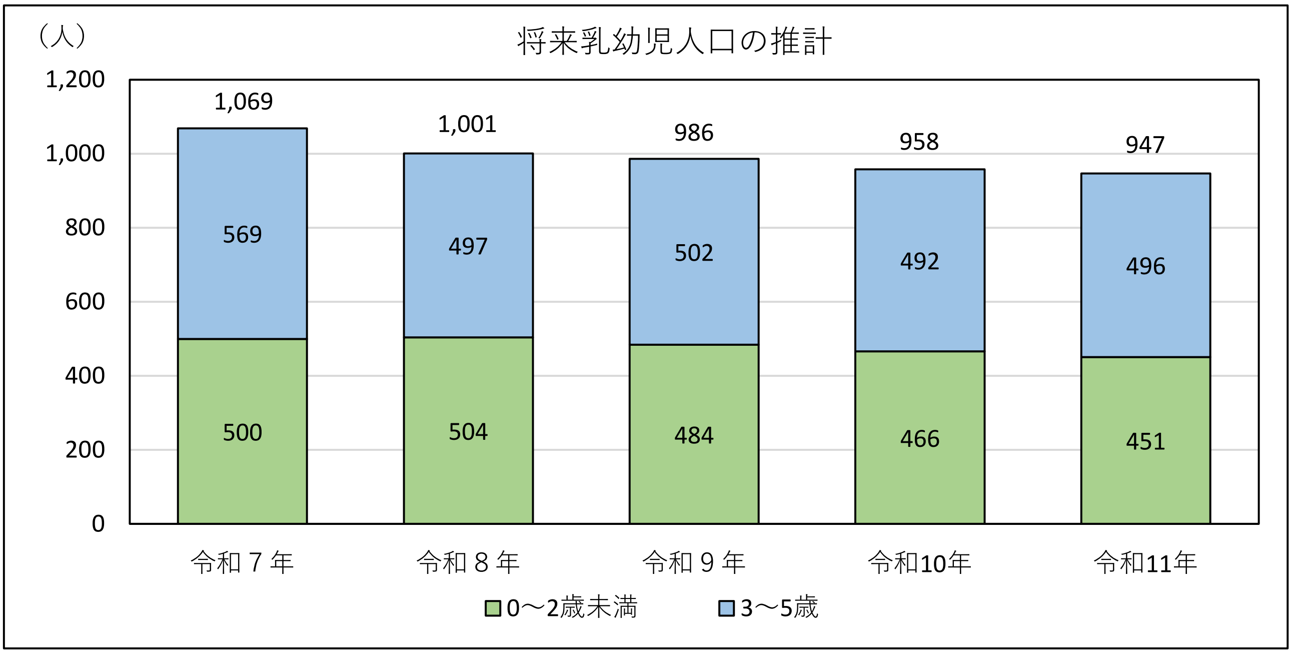

※令和元年～令和５年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：庁内データ・県人口動態統計）

（３）世帯の状況

①世帯数および１世帯あたり人員の推移

一般世帯数は、令和２年では 13,188 世帯で平成 17 年から 1,303 世帯の減少となっています。

また、１世帯あたり人員も平成 17 年以降減少しており、令和２年では 2.14 人となっています。

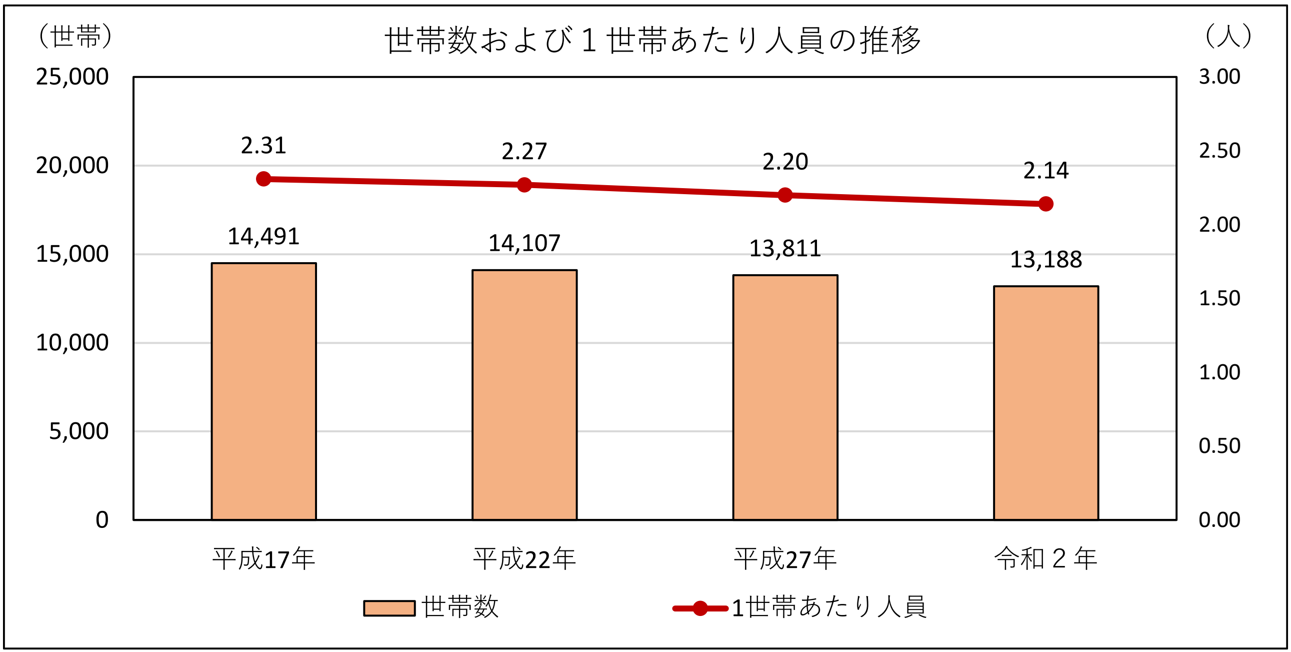

（資料：国勢調査）

②世帯の家族類型

世帯の総数は、令和２年では 13,188 世帯で、核家族世帯は平成 17 年からすると減少傾向にあります。一方、単独世帯は増加傾向で全世帯数の約４割を占めています。

家族類型別世帯数	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総数	14,491	14,107	13,811	13,188
A 親族世帯	10,175	9,661	9,095	8,295
Ⅰ 核家族世帯	9,340	8,844	8,450	7,741
（1）夫婦のみ	4,163	3,949	3,844	3,604
（2）夫婦と子ども	3,950	3,607	3,294	2,945
（3）男親と子ども	210	233	217	189
（4）女親と子ども	1,017	1,055	1,095	1,003
Ⅱ その他の親族世帯	835	817	645	554
B 非親族世帯	41	99	86	70
C 単独世帯	4,275	4,344	4,625	4,802
母子世帯（再掲）	270	324	329	294
父子世帯（再掲）	53	56	48	35

（資料：国勢調査）

※家族類型「不詳」も含みます。

③6 歳未満、18 歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6 歳未満の子どものいる世帯は、令和２年では 907 世帯で平成 17 年から 353 世帯の減少となっています。18 歳未満の子どものいる世帯は、令和２年では 1,887 世帯で平成 17 年から 1,402 世帯の減少となっています。

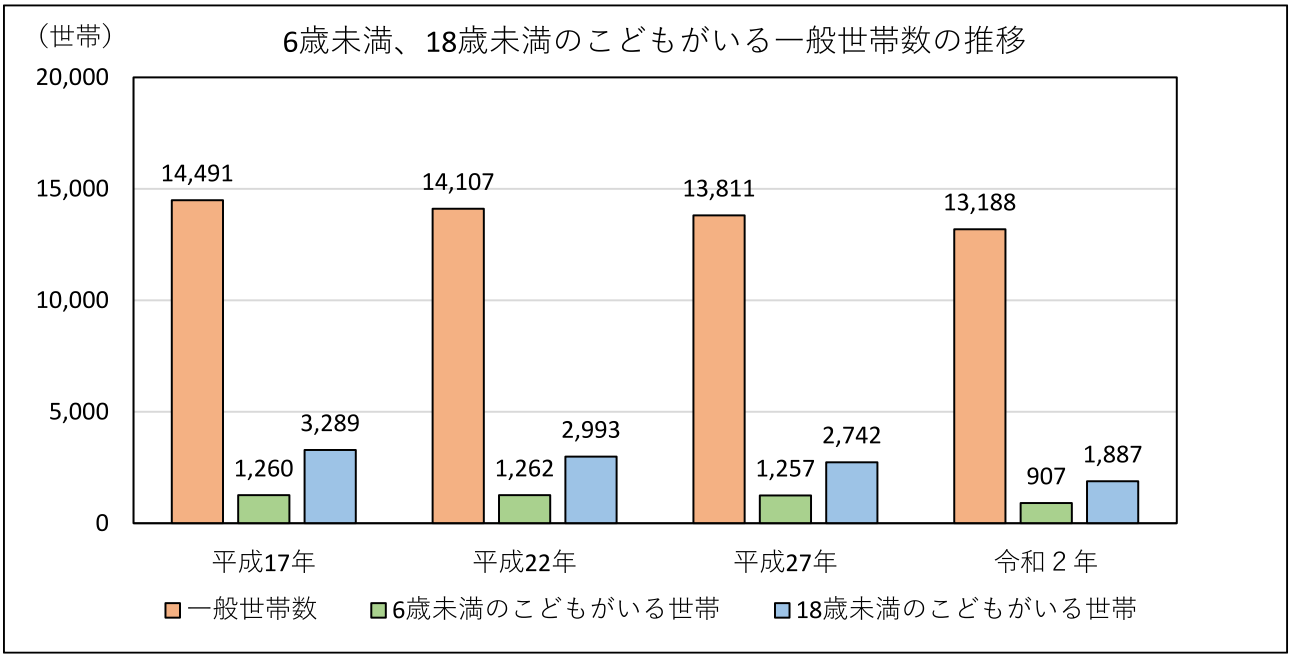

（資料：国勢調査）

（４）出生の動向

①出生率の推移

出生率は、令和４年で 6.4 と減少傾向にありますが、国より高く推移しています。

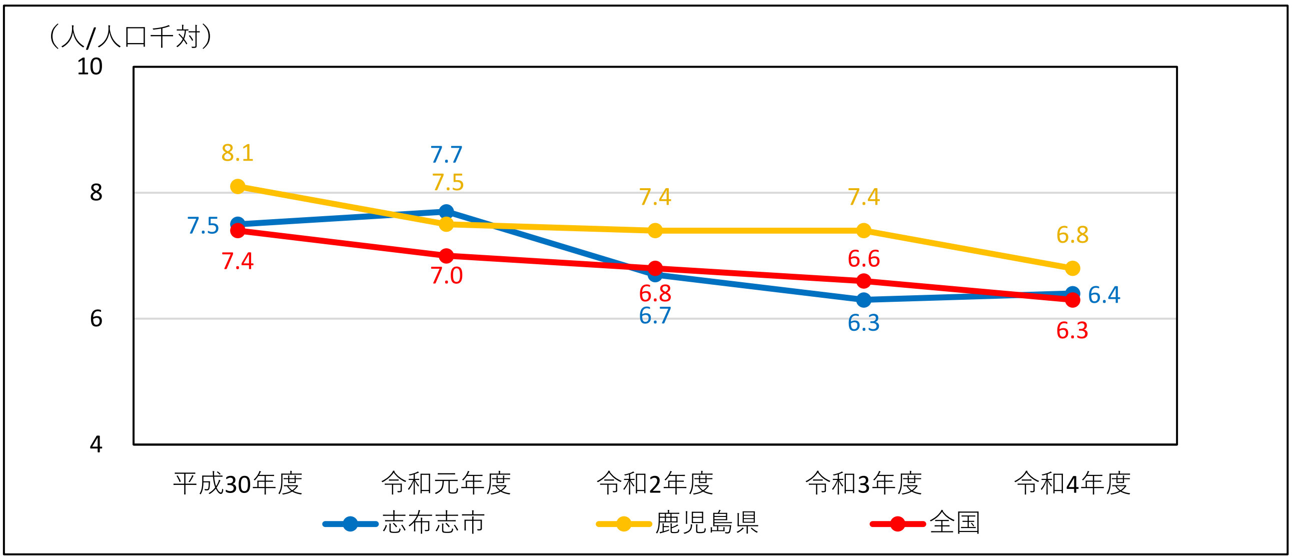

（資料：人口動態統計）

②合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率については、令和４年度で 1.62 となっており、鹿児島県、国より高く推移しています。

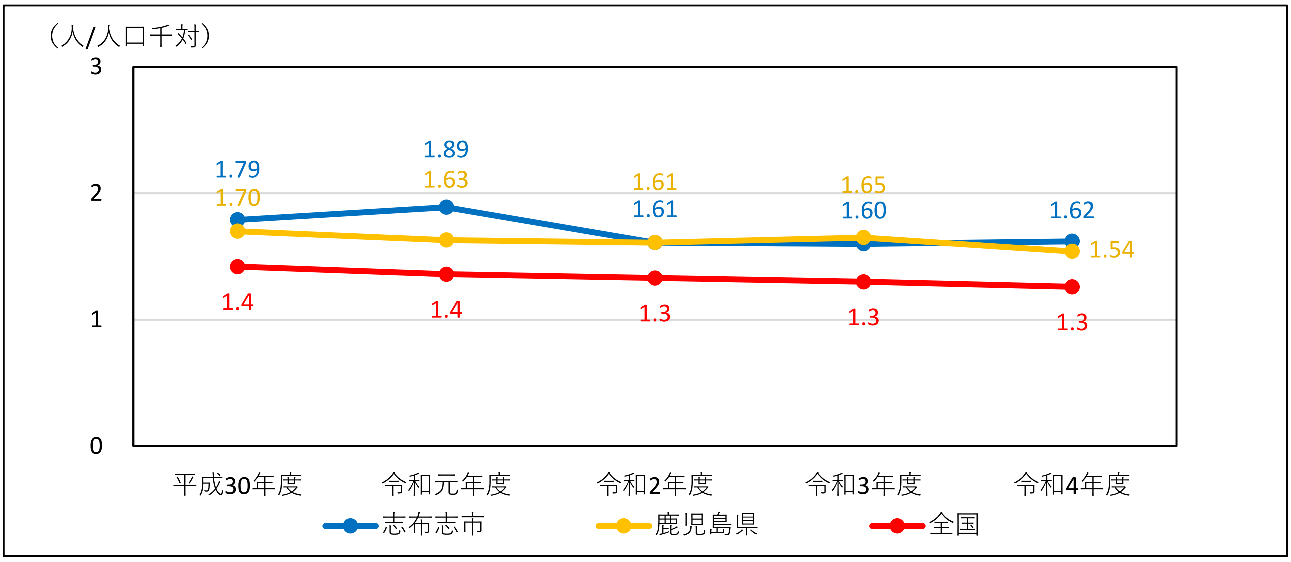

（資料：人口動態統計）

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、平成 30 年度では 20～24 歳の出生数が 32 人でしたが、令和４年度で 21 人と 11 人減少しています。一方、30～34 歳が令和２年度で 59 人と減少が見られたものの、令和３年度は再び 73 人に増加したが、令和４年では 70 人と減少しています。

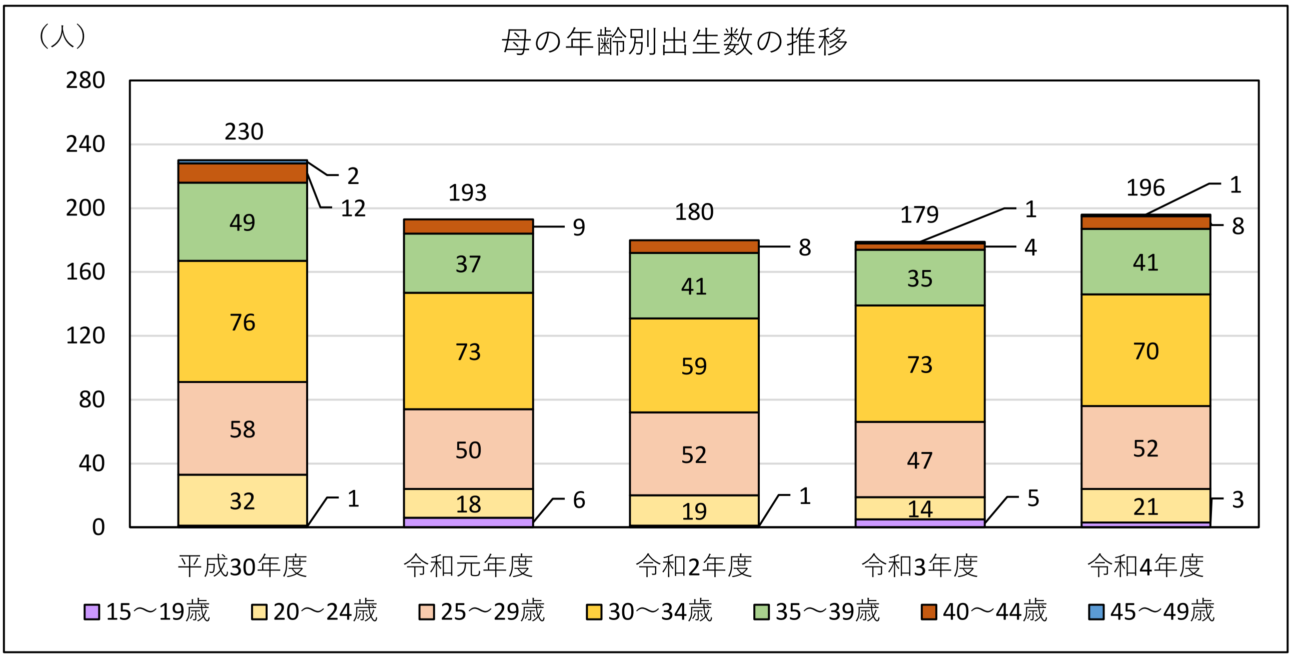

（資料：人口動態統計）

（５）婚姻等の状況

①婚姻率の推移

婚姻率（人口千人に対する婚姻件数の割合）は、令和４年で 3.４と横ばい傾向で、鹿児島県や国より低い値で推移しています。

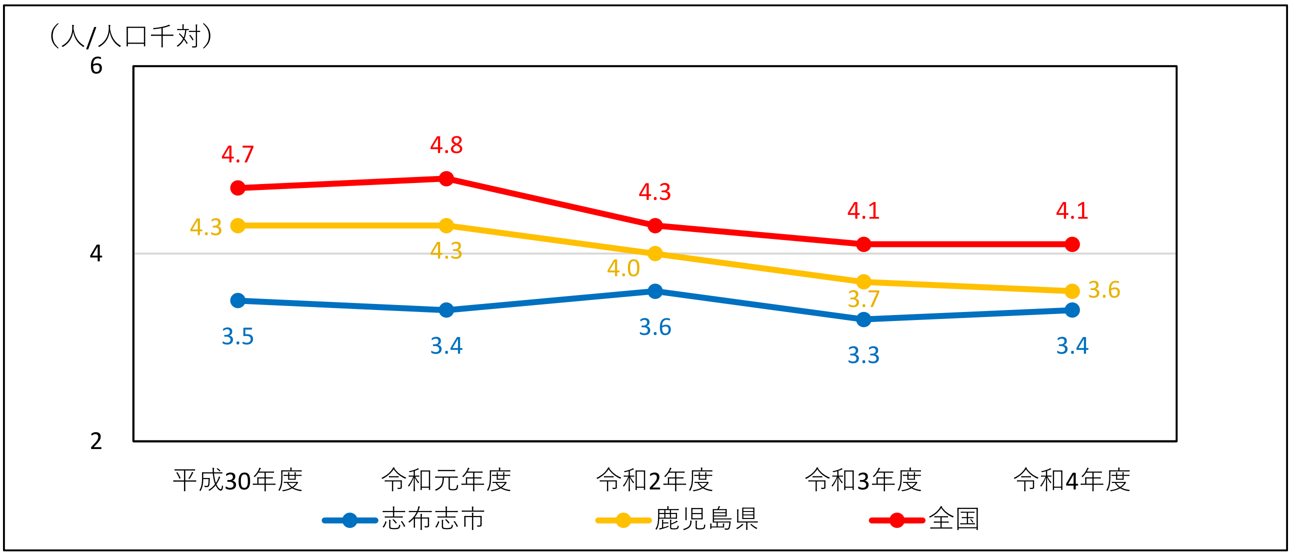

（資料：人口動態統計）

②離婚率の推移

離婚率（人口千人に対する離婚件数の割合）は、令和４年は 1.68 でピークより減少しているが、鹿児島県や国より高い値で推移しています。

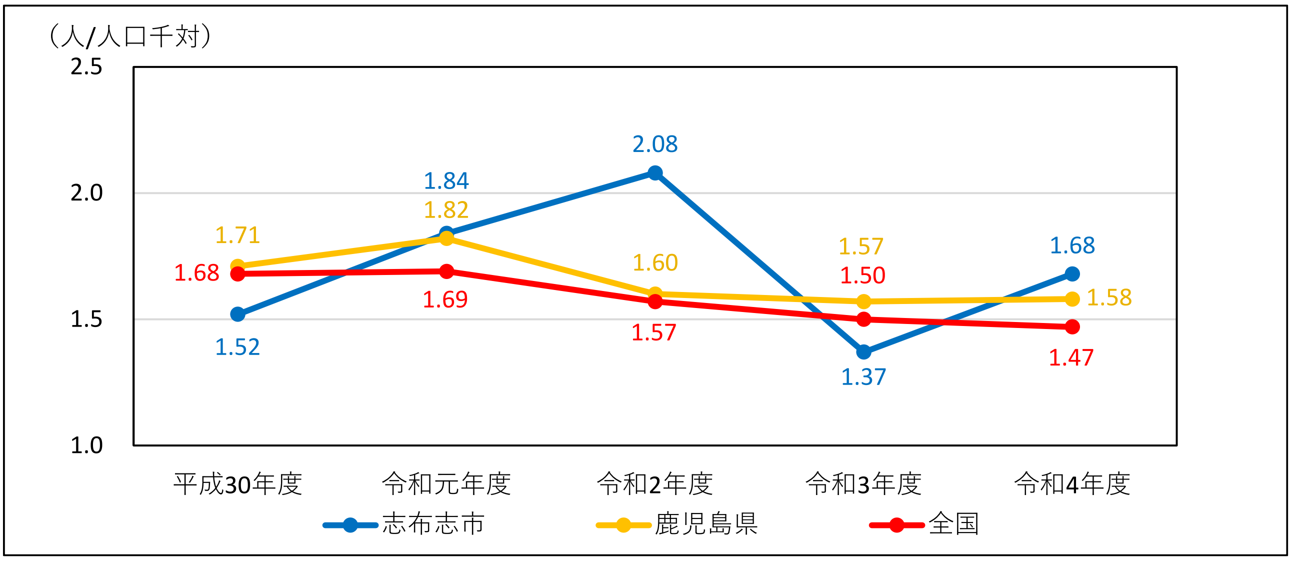

（資料：人口動態統計）

③未婚率の推移と比較

令和２年の男性の未婚率（人口千人に対する結婚未経験者の割合）は、平成 27 年と比較すると 39 歳までの未婚率は、若干の増加が見られています。

女性の未婚率は、平成 27 年と比較すると、50～54 歳では 6.6 ポイントの増加が見られますが、他の年齢帯では大きな変化は見られていません。

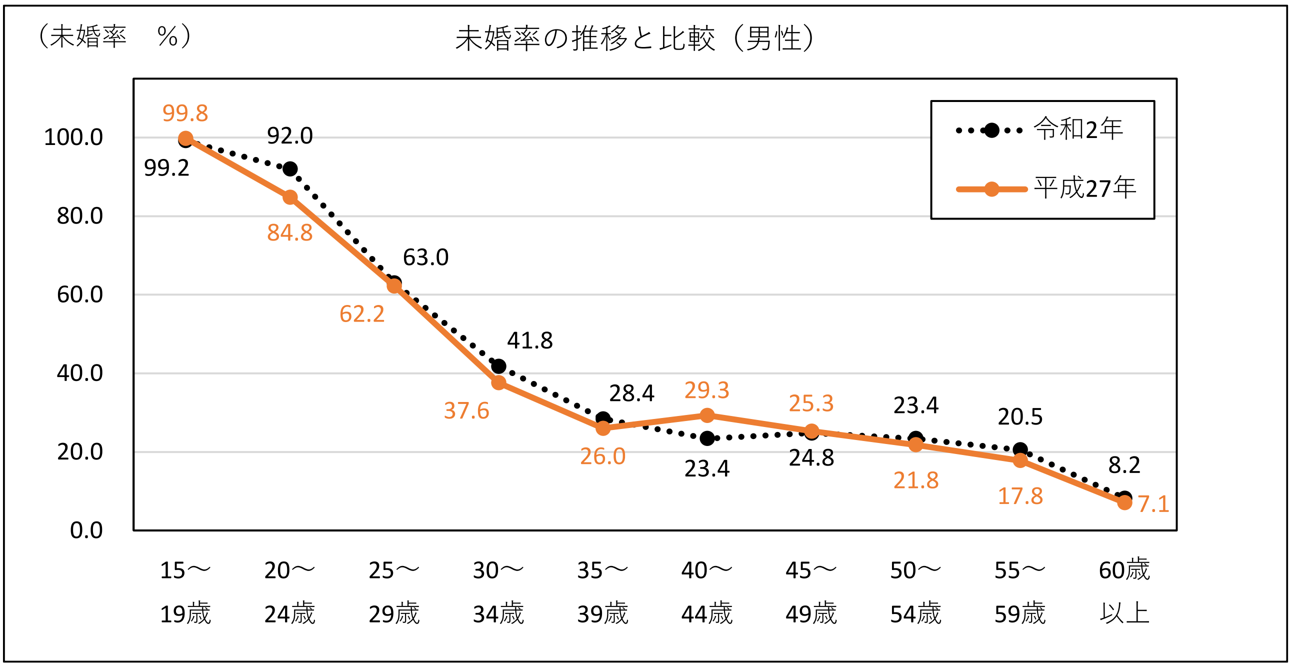

（資料：国勢調査）

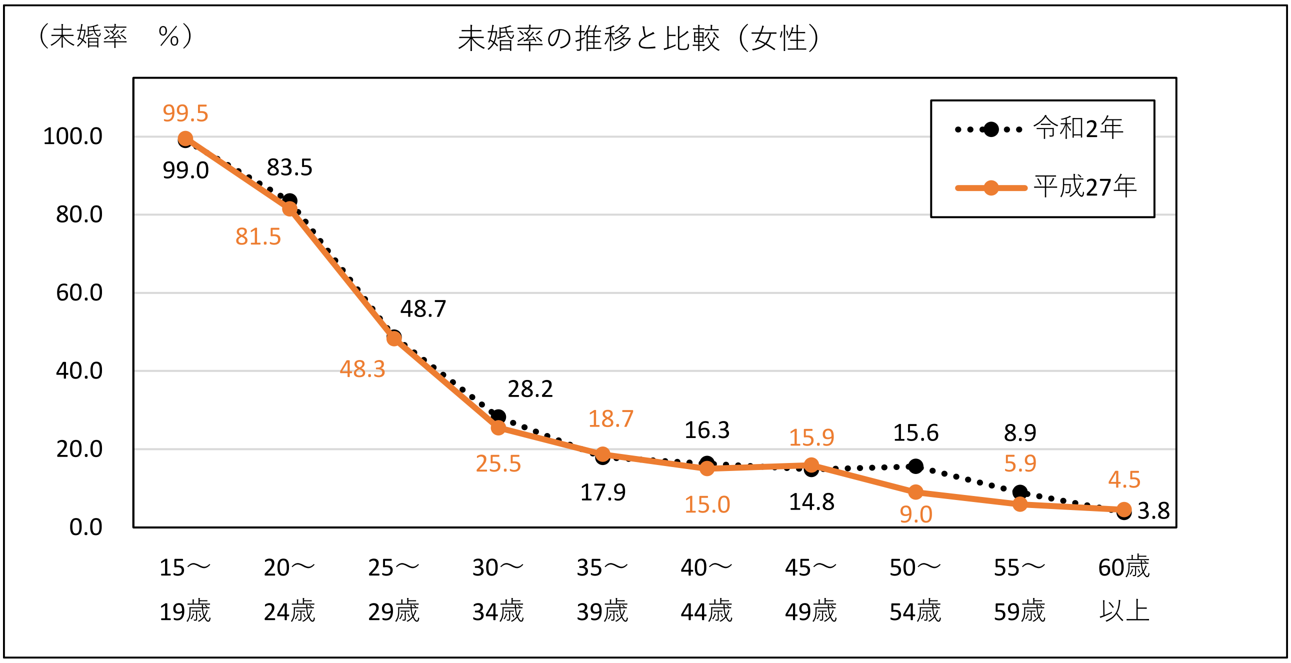

（資料：国勢調査）

令和２年の男性の未婚率（人口千人に対する結婚未経験者の割合）は、25～29 歳、及び 35～44 歳では鹿児島県、国を下回っています。

女性の未婚率は、50～54 歳を除き、全ての年齢帯で鹿児島県、国を下回っています。

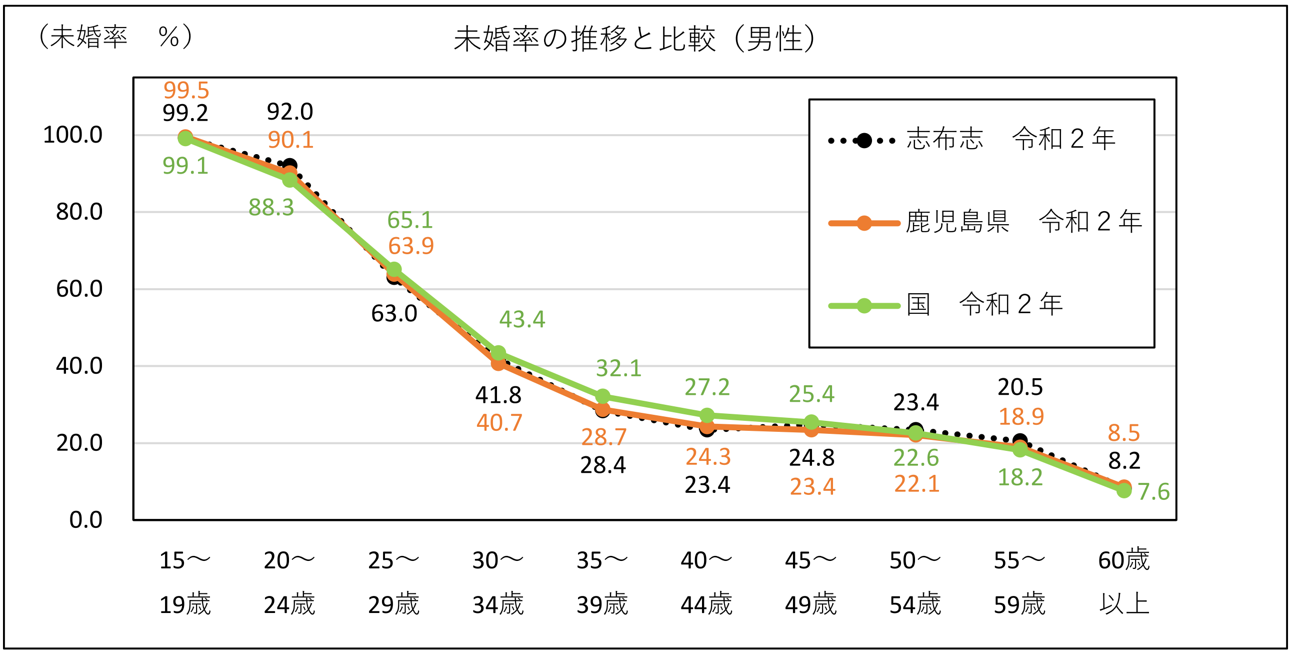

（資料：国勢調査）

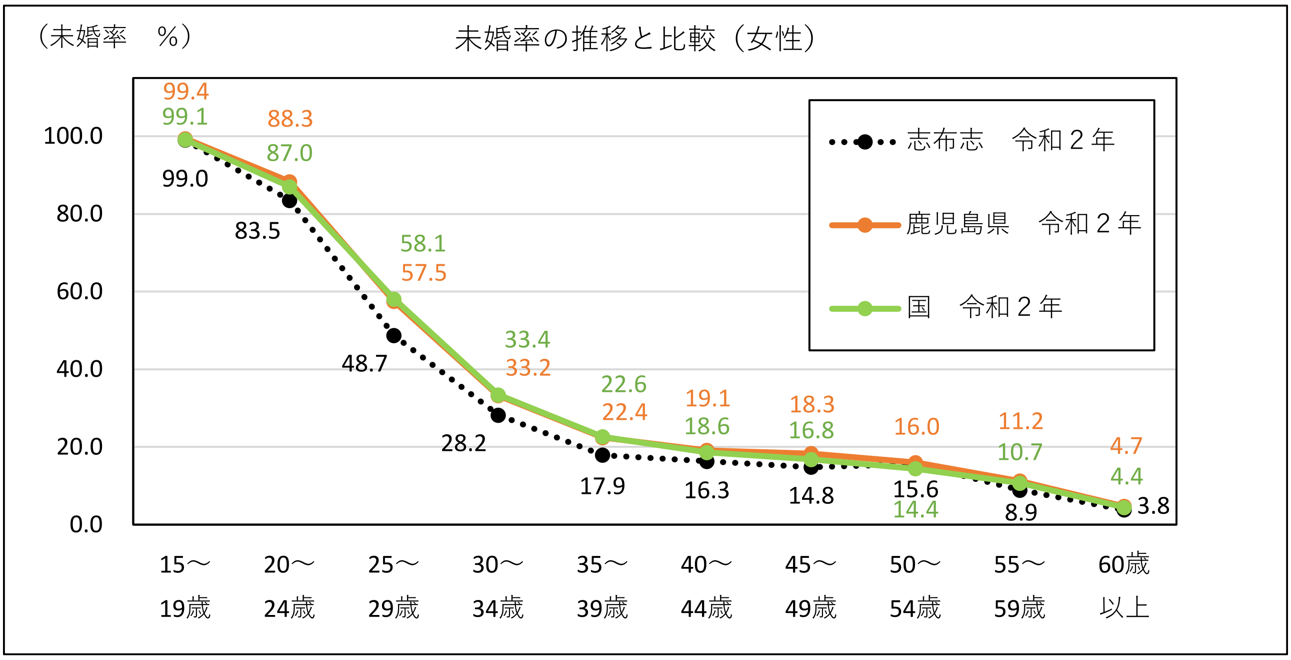

（資料：国勢調査）

（６）労働の状況

①年齢別労働力率の推移

令和２年の男性の年齢別労働力は、平成 27 年と比較すると、60～74 歳、80～84 歳が増加傾向となっています。

女性の年齢別労働力は、平成 27 年と比較すると、20～84 歳の全ての年齢帯で増加傾向となっており、20～59 歳までの労働力率は約８割以上と、横ばいで推移しています。

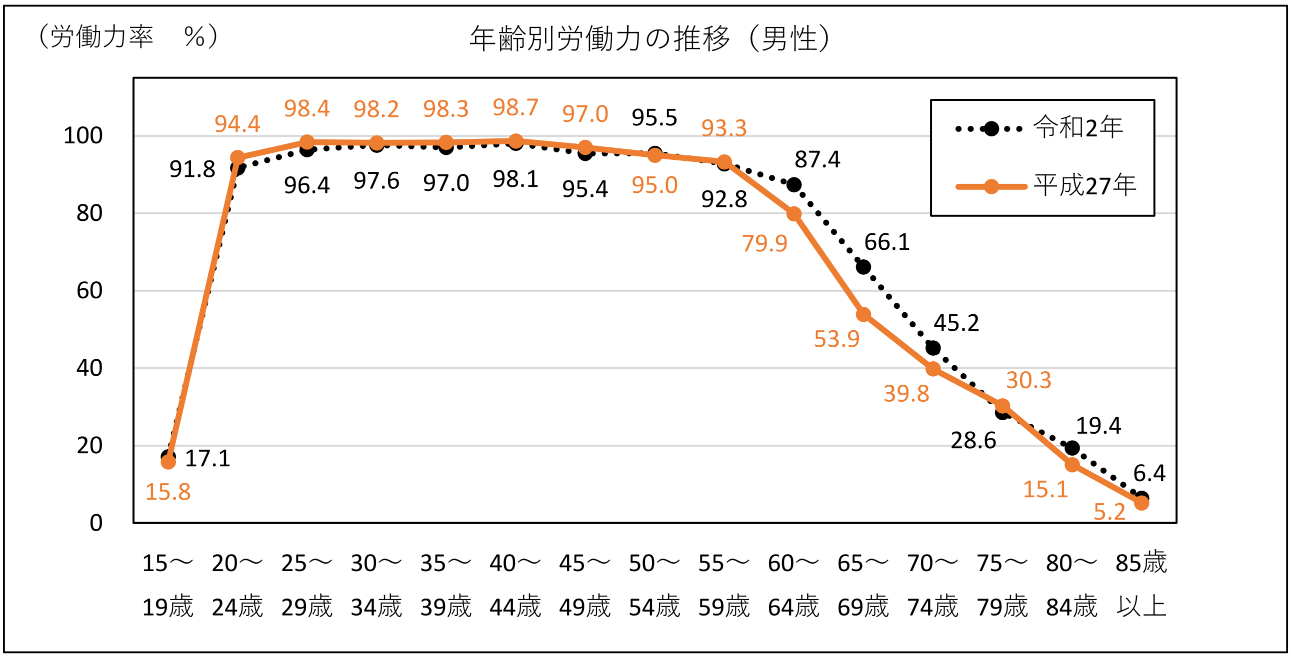

（資料：国勢調査）

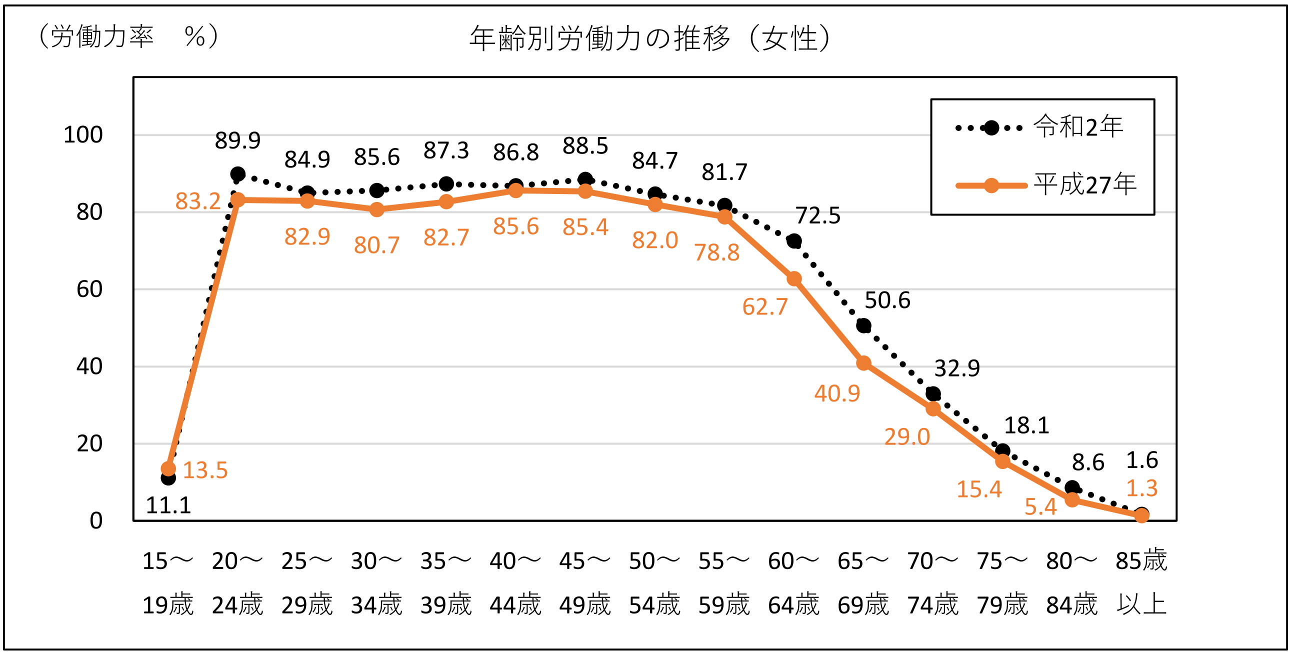

（資料：国勢調査）

令和２年の男性の年齢別労働力は、60～84 歳では鹿児島県、国より上回っています。

女性の年齢別労働力は、20～24 歳、30～84 歳では鹿児島県、国より上回っています。特に 20～24 歳は国と比較して、17.8 ポイント多くなっています。

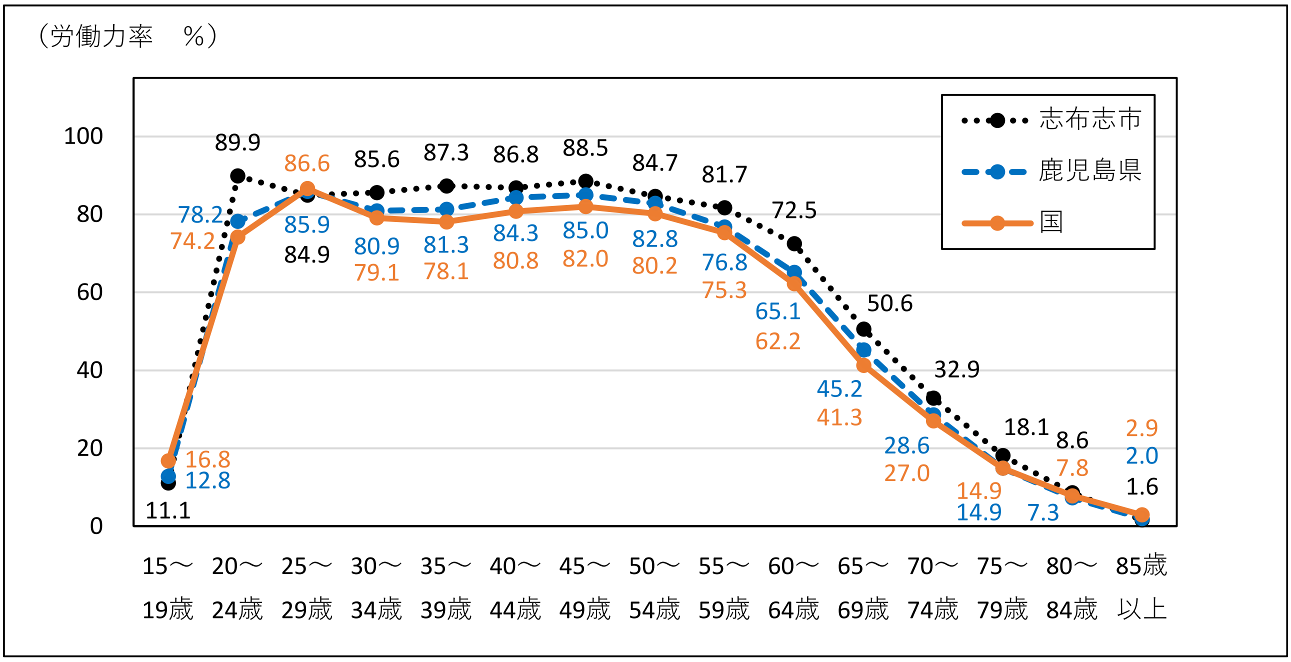

（資料：国勢調査）

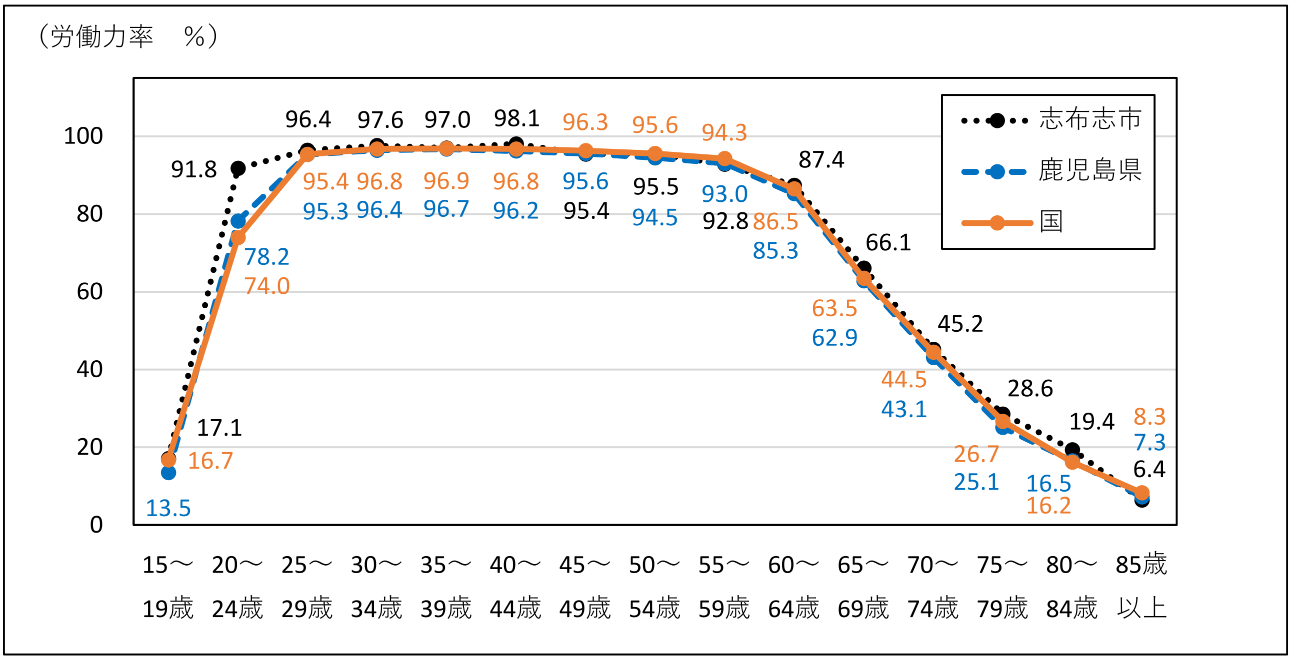

（資料：国勢調査）

（７）児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、平成５年度は 21 件となっています。

■児童虐待相談対応件数

年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談対応件数	8	11	19	21

（資料：志布志市福祉課　各年度３月 31 日現在）

■虐待認定件数及びケース登録件数

虐待内容	令和４年度認定件数	うち登録件数	令和５年度認定件数	うち登録件数	令和６年度認定件数	うち登録件数	現在登録件数
身体的虐待	2	0	5	1	2	1	2
性的虐待	1	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	10	0	12	1	5	0	1
（うち面前ＤＶ）	（３）	0	（９）	（１）	3	（０）	（１）
ネグレクト	6	0	4	1	2	1	2
合　　計	19	0	21	3	9	2	5

（資料：志布志市福祉課　令和６年度７月１日現在、令和４年度・５年度４月１日現在）

■通告受付経路

受付経路	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
児童相談所	19	21	8
隣人・知人	0	0	1
計	19	21	9

（資料：志布志市福祉課　令和６年度７月１日現在、令和４年度・５年度４月１日現在）

2　子育て支援施設等の現状

（1）保育所の状況

市内には現在３箇所の認可保育所があり、令和６年度認可定員 195 人、入所児童 132 人となっています。また、事業所内保育施設が３箇所あり、定員 55 人となっています。

■保育所の定員、入所児童数及び待機児童数

年次	園数	定員	入所児童数	入所児童数のうち広域入所数
令和2年度	5	355	281	7
令和3年度	5	355	245	6
令和4年度	5	355	251	10
令和5年度	5	355	249	10
令和6年度	3	195	132	6

（資料：志布志市福祉課　各年４月１日現在）

■認可保育所一覧

№.	名称	定員数
1	みどり保育園	60
2	さゆり保育園	45
3	志布志保育園	90

（資料：志布志市福祉課　令和６年４月１日現在）

■事業所内保育施設一覧

№.	名称	定員数	備考
1	こどものいえ	31	
2	さくら保育園	12	企業主導型保育事業
3	あかちゃんはうすぱんだちゃん	12	企業主導型保育事業

（資料：志布志市福祉課　令和６年４月１日現在）

（2）幼稚園の状況

市内に幼稚園はありません。

■幼稚園の定員、利用児童数

年次	園数	定員	利用児童数
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0

（資料：志布志市福祉課　各年４月１日現在）

（３）認定こども園の状況

■認定こども園の定員、利用児童数

令和６年度は 15 箇所の認定こども園があり、令和６年度定員 1,295 人、利用児童数 789 人となっています。

年次	園数	定員	利用児童数
令和2年度	13	1,185	959
令和3年度	13	1,185	946
令和4年度	13	1,185	845
令和5年度	13	1,185	787
令和6年度	15	1,295	789

（資料：志布志市福祉課　各年４月１日現在）

■認定こども園一覧

No.	名称	定員数	備考
1	カトリック志布志幼稚園	100	幼保連携型
2	しぶし幼稚園	130	幼保連携型
3	若草あゆみこども園	65	幼保連携型
4	若草のがみこども園	75	幼保連携型
5	若草おおぞらこども園	45	幼保連携型
6	有明保育園	105	幼保連携型
7	蓬原保育園	75	幼保連携型
8	城南保育園	65	幼保連携型
9	通山こども園	115	幼保連携型
10	あんらく保育園	90	幼保連携型
11	西光こども園	65	幼保連携型
12	たちばなこども園	95	保育所型
13	伊崎田こども園	110	保育所型
14	ひばり保育園	70	保育所型
15	双葉保育園	90	保育所型

（資料：志布志市福祉課　令和６年４月１日現在）

（4）地域子育て支援センター利用状況

市内には２箇所の地域子育て支援センターがあります。

令和５年度の年間延べ人数は子ども 2,424 人、保護者 2,370 人となっています。

■地域子育て支援センター一覧

No.	名称
1	志布志市子育て支援センター
2	通山地域子育て支援センター

■地域子育て支援センター利用の年間延べ人数の推移

年次	子ども	保護者
令和2年度	2,678	2,399
令和3年度	2,200	2,088
令和4年度	2,115	2,113
令和5年度	2,424	2,370

（資料：志布志市福祉課　各年３月 31 日現在）

（5）子育て世代包括支援センター利用状況

平成 30 年に、志布志市子育て世代包括支援センターを開設しました。

令和５年度の年間相談件数は 393 件となっています。

■子育て世代包括支援センター一覧

年次	相談件数
令和2年度	437
令和3年度	234
令和4年度	315
令和5年度	393

（6）ファミリー・サポート・センター利用状況

市内には１箇所のファミリー・サポート・センターがあります。

令和５年度の年間延べ人数は子ども 282 人となっています。（P22 掲載）

■ファミリー・サポート・センター一覧

No.	名称
1	ファミリー・サポート・センター志布志

■提供会員数と利用会員数

年次	提供会員数	利用会員数
令和2年度	49	197
令和3年度	52	204
令和4年度	47	246
令和5年度	60	305

■ファミリー・サポート・センター利用の年間延べ人数の推移

年次	子ども
令和2年度	203
令和3年度	197
令和4年度	262
令和5年度	282

（７）放課後児童クラブの状況

令和６年度は、市内に 25 箇所の放課後児童クラブがあり、定員は 901 人、１～３年生の利用者 516 人、４～６年生利用者 244 人となっています。

■放課後児童クラブの定員、利用者数

年次	定員	1～3年生利用者	4～6年生利用者	利用者数合計
令和2年度	803	514	171	685
令和3年度	808	501	204	705
令和4年度	901	552	208	760
令和5年度	901	496	244	740
令和6年度	901	516	244	760

（資料：志布志市福祉課　各年４月１日現在）

■放課後児童クラブ一覧

地区	No.	名称	定員数	地区	No.	名称	定員数
松山地区	1	新橋児童クラブ	38	志布志地区	1	志布志第1児童クラブ	40
	2	泰野児童クラブ	30		2	志布志第2児童クラブ	40
	3	尾野見児童クラブ	40		3	香月児童クラブ	60
	松山地区合計		108		4	しぶし Kit's クラブ	35
有明地区	1	伊崎田児童クラブ1	35		5	たちばな香月児童クラブ1	40
	2	伊崎田児童クラブ2	35		6	たちばな香月児童クラブ２	40
	3	有明児童クラブ	50		7	あんらく放課後児童クラブ あんらくA	35
	4	太陽の子児童クラブ1	35		8	あんらく放課後児童クラブ あんらくB	35
	5	太陽の子児童クラブ2	35				
	6	蓬原児童クラブ	40		9	おおぞら児童クラブ	21
	7	のがみ児童クラブA	32		10	たちばな児童クラブ	34
	8	のがみ児童クラブB （※休止中）	16		11	あゆみ児童クラブA	40
	9	宇都育心児童クラブ	40		12	あゆみ児童クラブB	20
	10	山重児童クラブ	35		志布志地区合計		440
	有明地区合計		353	3地区合計			901

（資料：志布志市福祉課　令和６年４月１日現在）

3　子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果

（1）子どもの育ちをめぐる環境について

子どもを見てもらえる親族・知人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」は就学前児童３割弱、就学児童６割弱、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」は就学前児童で４割、就学児童で３割程となっている。身近なところに親族等がおり、必要に応じて子育てに協力してもらえる環境にあることが伺える。

就学児童をみてもらっている状況については、祖父母等にみてもらっている人で「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した人が５割弱となっている。一方で、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と感じている人は、祖父母等にみてもらっている人、友人・知人にみてもらっている人ともに２割弱となり、前回調査と同様の結果となっている。

■就学前児童

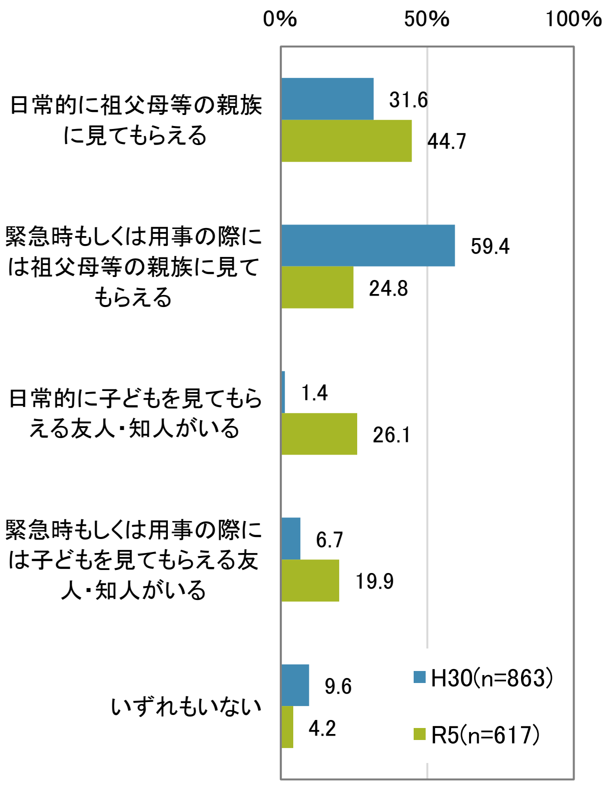

■就学児童

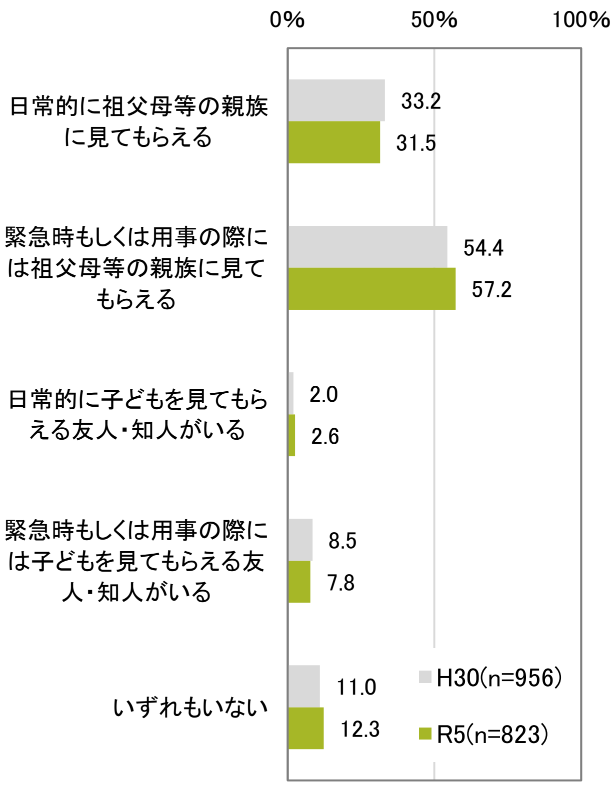

■就学児童

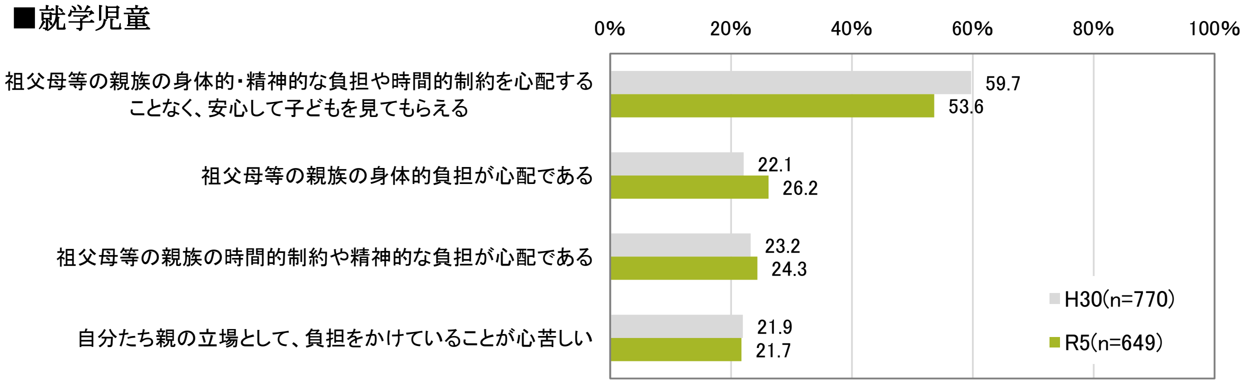

（２）保護者の就労状況について

現在は就労していない母親で「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」と答えた人は就学前児童、就学児童ともに５割前後となっている。

パート・アルバイト等で就労している人のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイトなどの就労を続けることを希望」が就学前児童、就学児童ともに５割となっており、多くの母親は就労形態としてパート・アルバイトの継続を希望している。また、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」と答えた人は就学前児童、就学児童ともに２割となっており、現実問題としてフルタイムへの就労の難しさが伺える。

■就学前児童

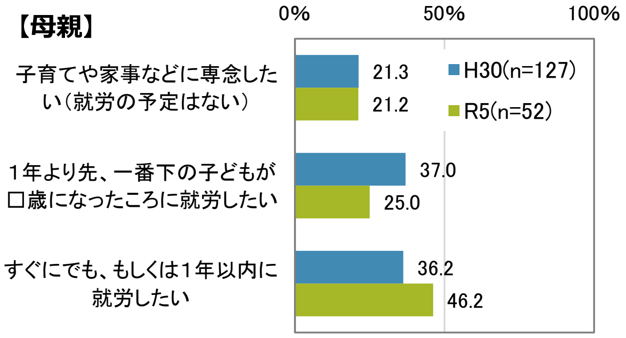

■就学児童

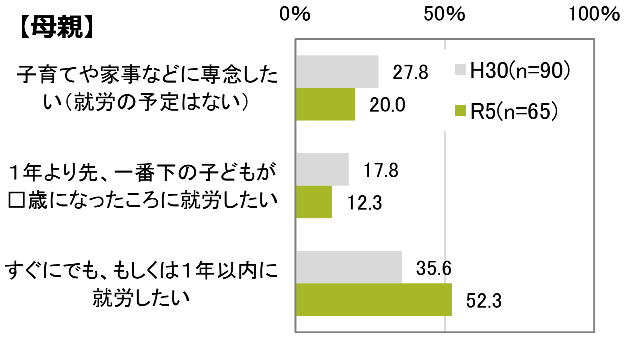

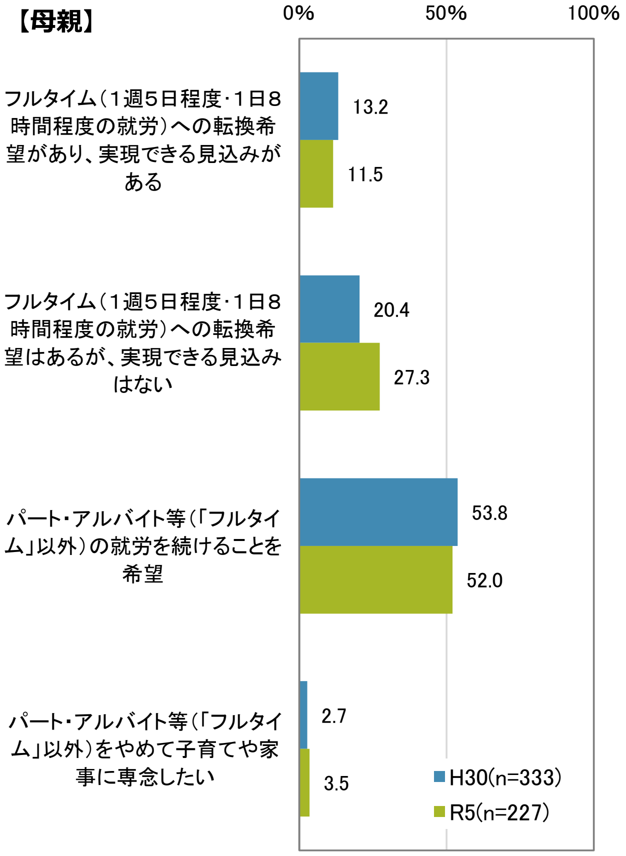

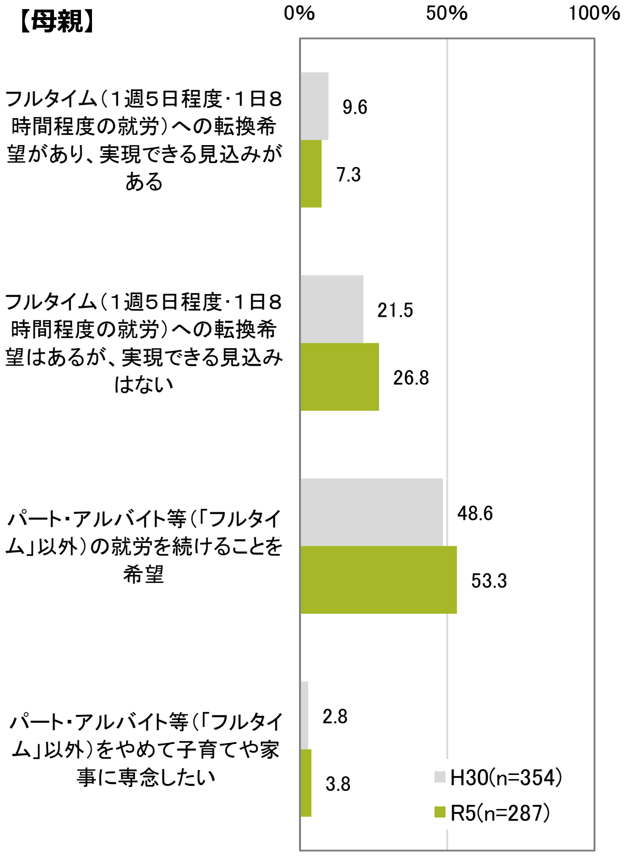

（３）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」については、「利用している」が９割以上となっている。なお、利用している教育・保育の事業は、前回調査で５割強あった「認可保育所」が約３割となり、６割強の人が「認定こども園」利用している。

教育・保育事業における現在の利用時間と、希望する利用時間ともに「８時間以上」が最も多くなっていることから、預かり保育の充実など、ライフスタイルや就労環境の変化に対応していくことが必要である。

■就学前児童

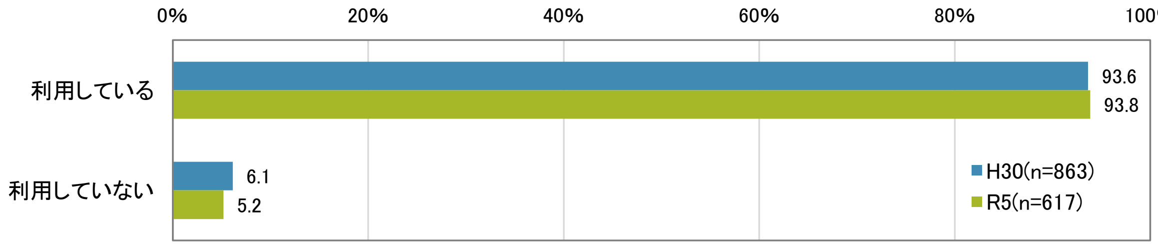

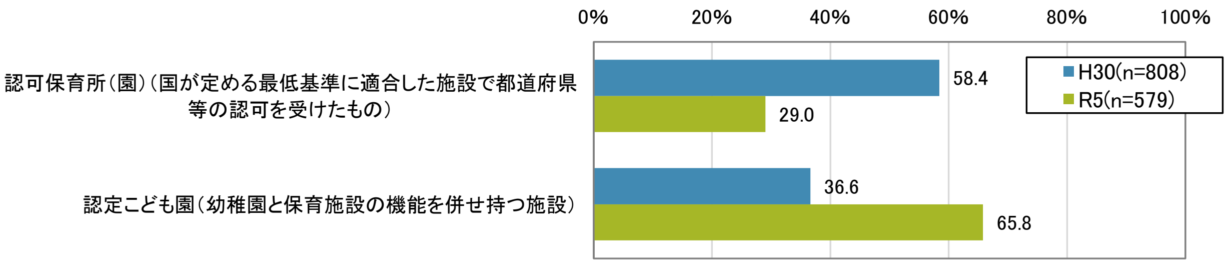

【現在】利用時間／日

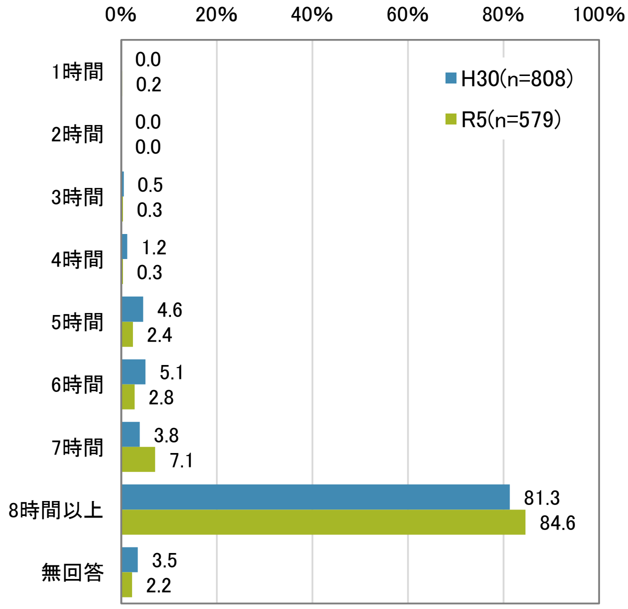

【希望】利用時間／日

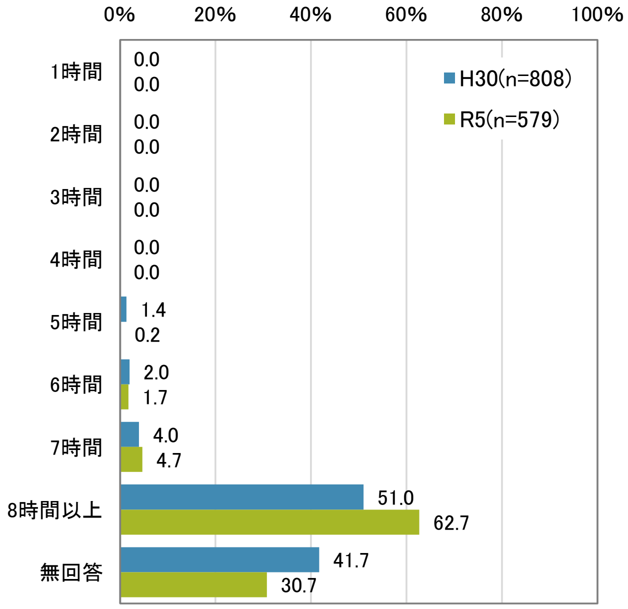

（４）地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用については、平成 30 年と令和５年を比較しても未就学児童の９割弱が「利用していない」としている一方、０歳では「地域子育て支援拠点事業」の利用が３割弱となっている。

現在の利用状況は１週あたり「１回」が１割、１ヶ月あたり「１回」が３割弱となっている。今後の利用意向については、平成 30 年と令和５年で比較すると「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は約４割と同等なのに対し、「利用したいが、仕事などのため利用できない」は、平成 30 年が１割弱高くなっている。

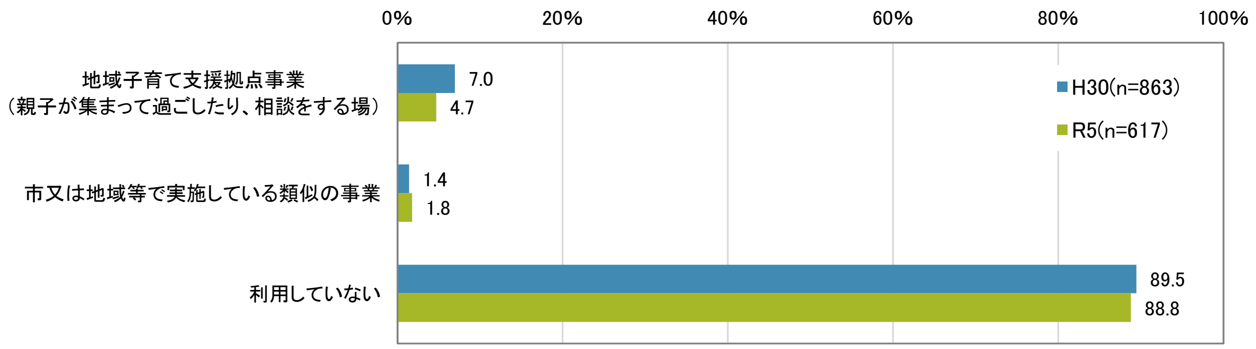

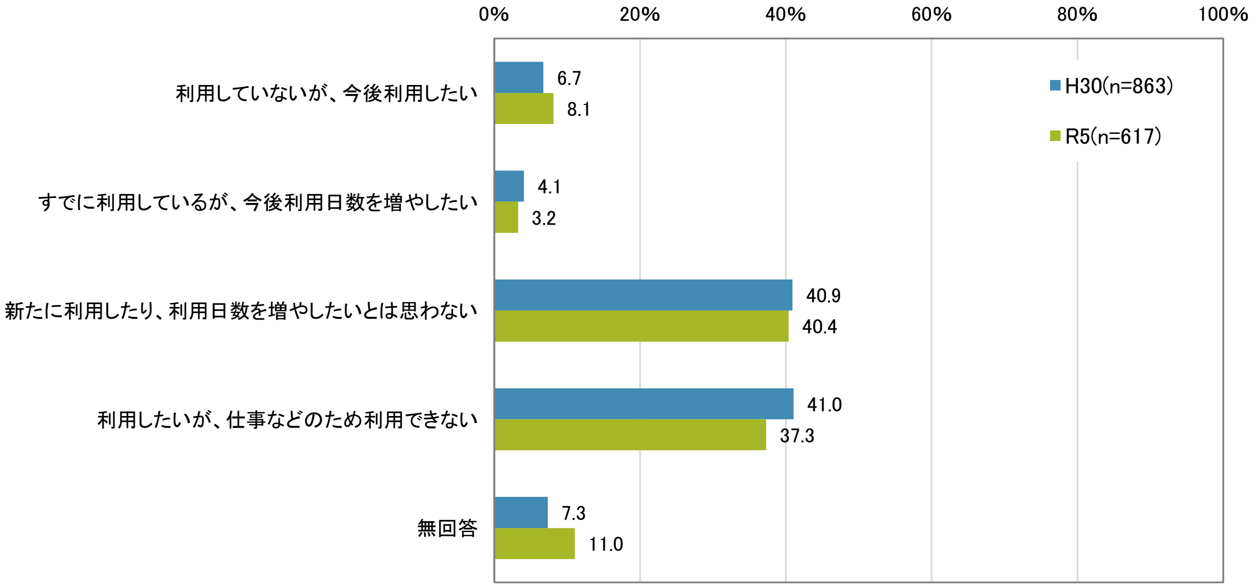

（５）土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、利用したいとする人は、土曜日で８割、日曜日で約３割となっている。「月に１～２回は利用したい」と答えた人は、その理由について「月に数回仕事が入るため」が６割、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が４割となっている。また、「幼稚園を利用している」と答えた人は、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用の希望について、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が約３割、「休みの期間中、週に数日利用したい」が約１割となっている。

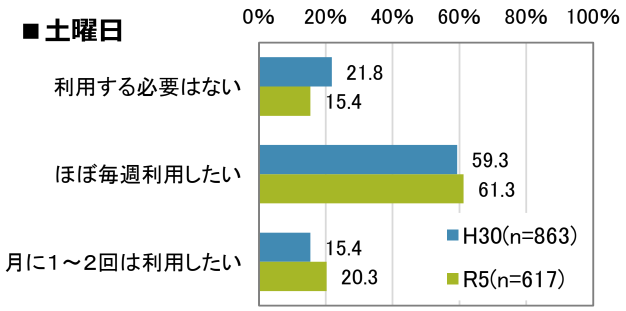

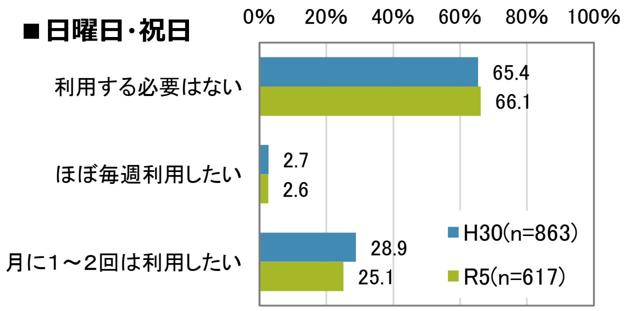

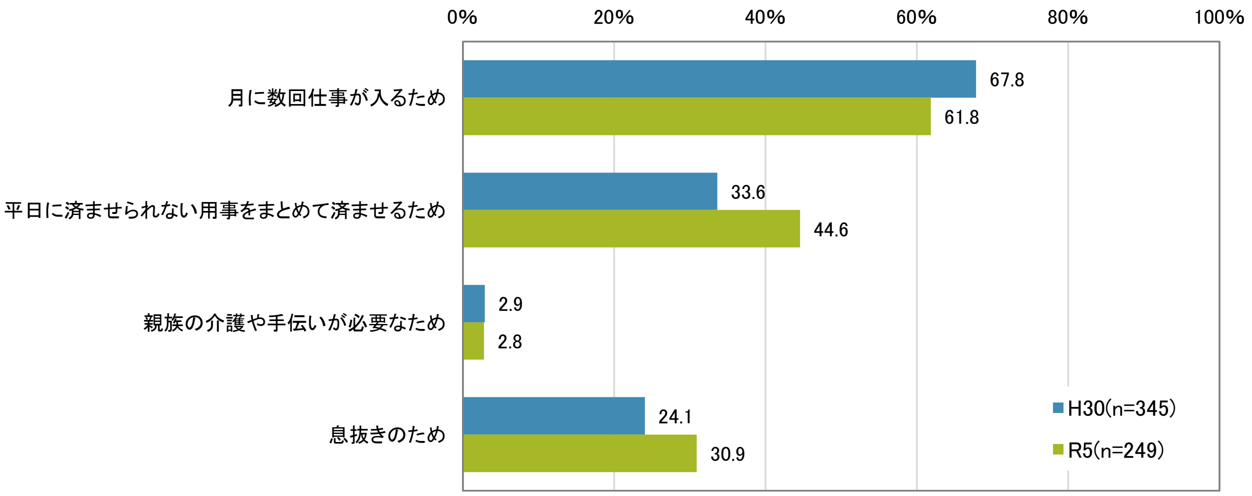

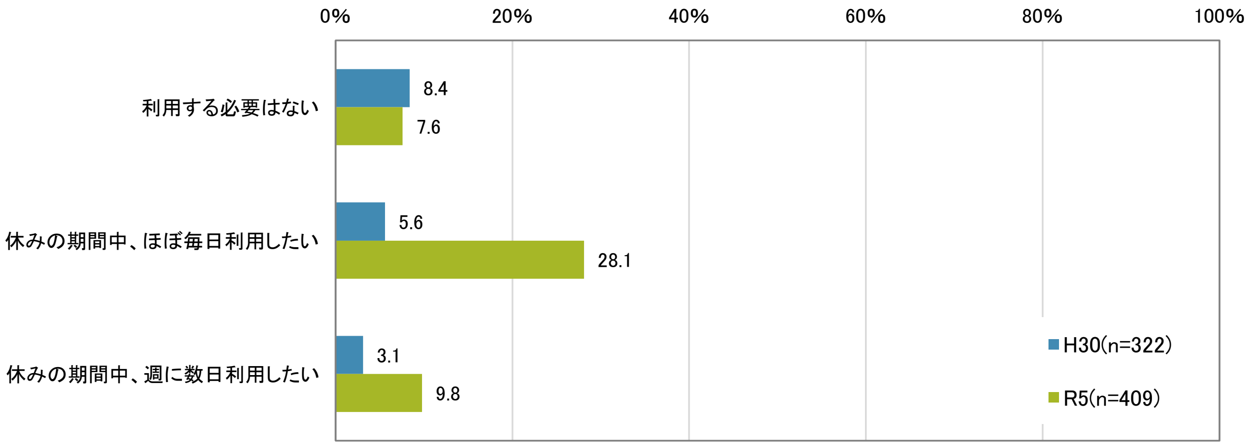

（６）子育て支援サービスの認知度について

子育て支援サービスである「子ども医療費助成」「出産祝金」「保育料」の認知度は７～９割となっているものの、「障がい児保育」については２割と他を大きく下回っている。

■就学前児童

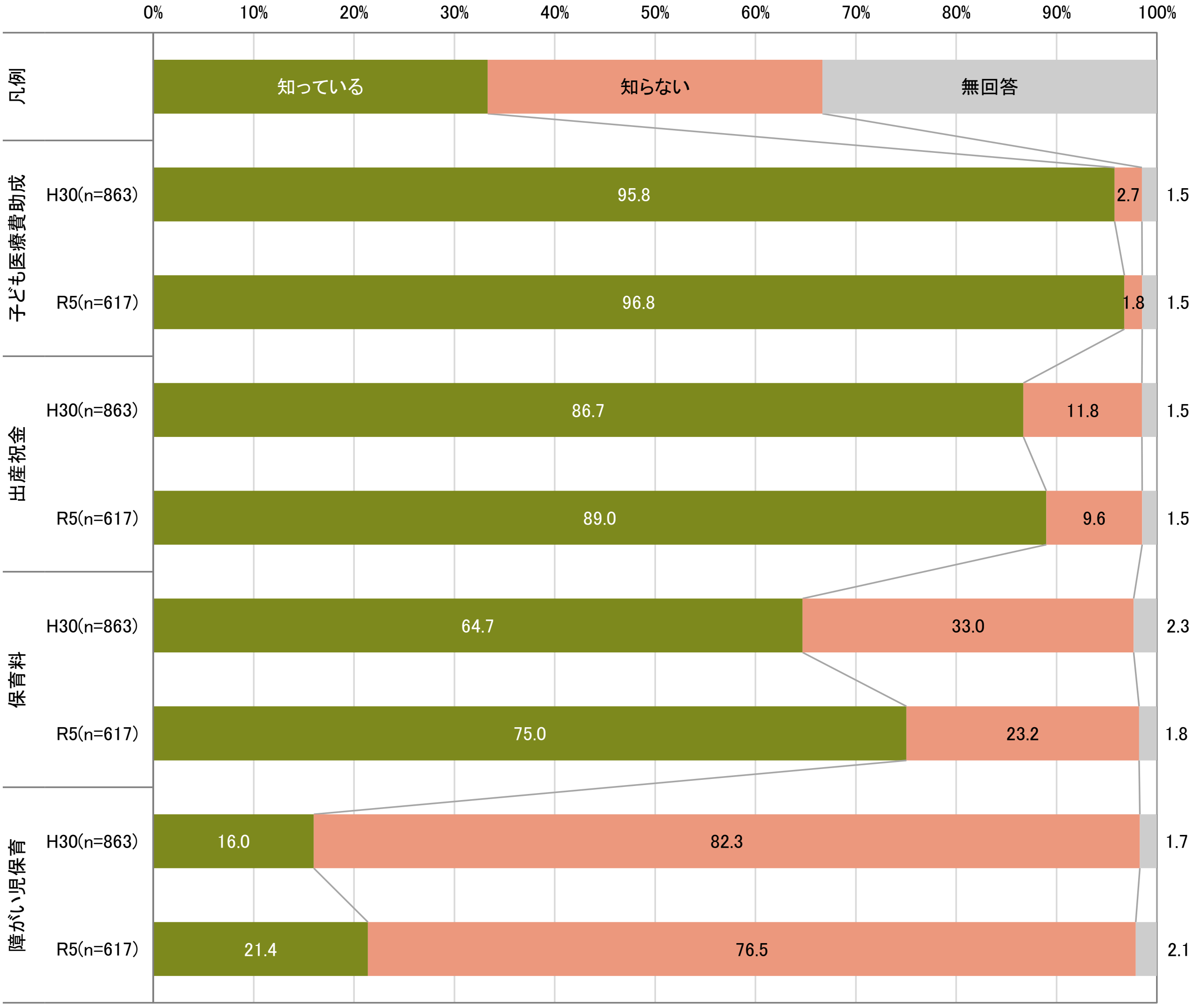

（７）病気の際の対応について

この１年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」就学前児童は８割、就学児童は７割となっています。その際に行った対処方法は、就学前児童、就学児童ともに「母親が休んだ」が約８割となっています。

父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は就学前児童が４割、就学児童は２割弱となっています。病児・病後児保育の事業形態は、就学前児童・就学児童ともに「医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が８割以上と高くなっています。

■就学前児童

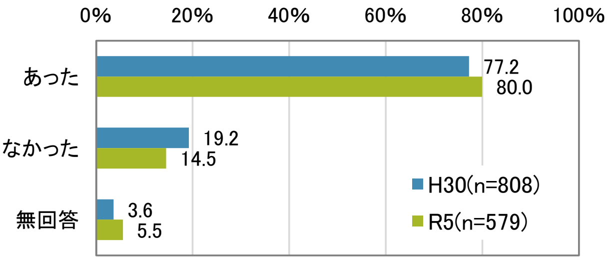

■就学児童

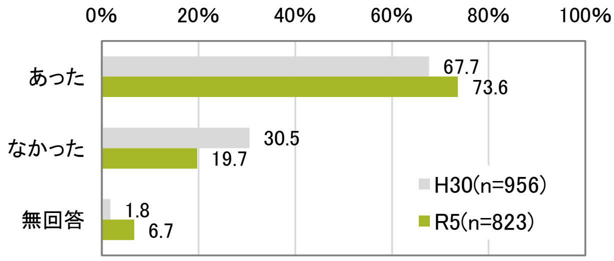

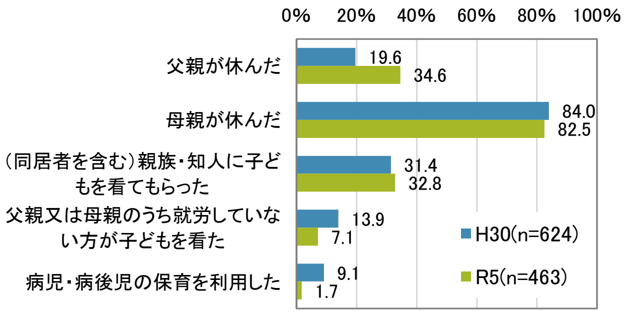

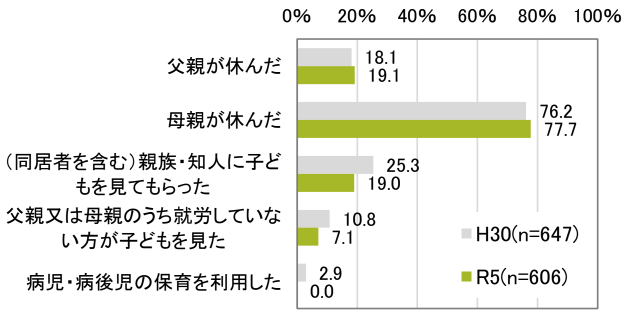

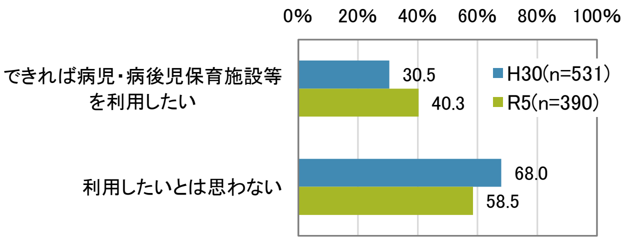

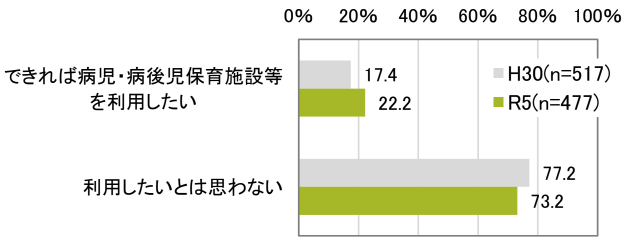

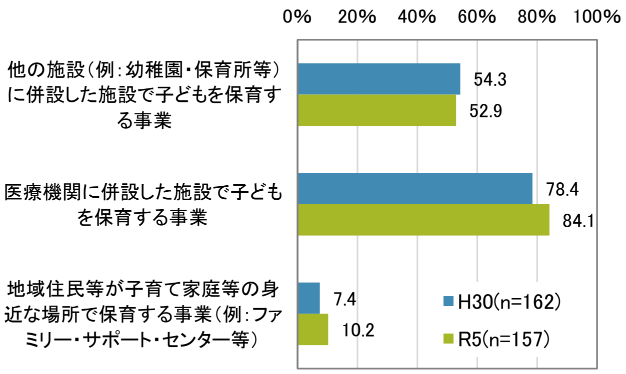

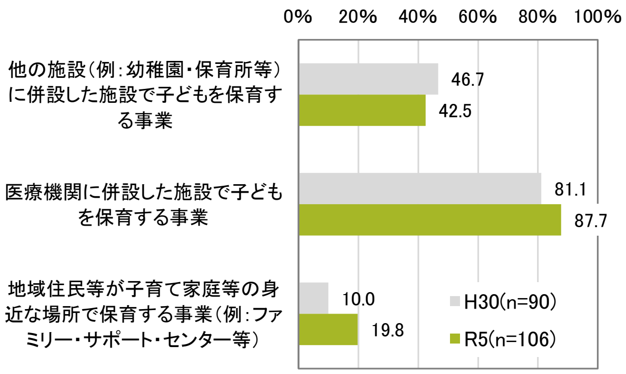

（８）不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期に利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」、保育所などの「一時預かり」、「ファミリー・サポート・センター」となっているが、ごく少数となっており、前回調査同様、約９割が「利用していない」としている。

しかしながら、利用希望については２割となっており、現状に比べ割合が高くなっている。利用目的は就学前児童で「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が６割弱、就学児童で「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が５割弱となっている。

■就学前児童

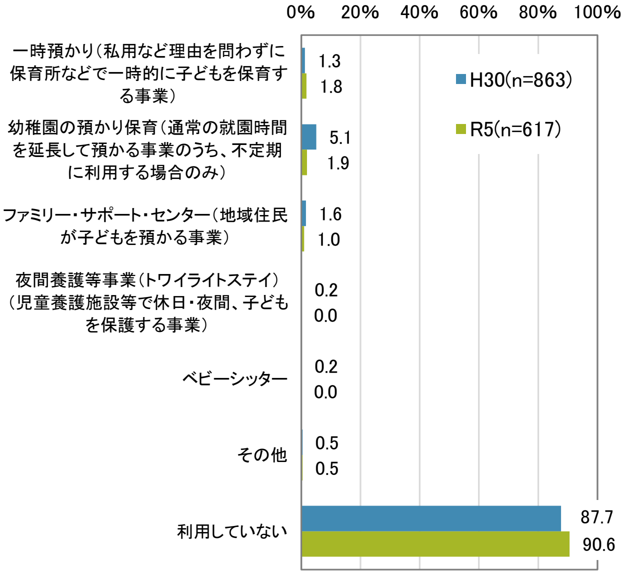

■就学児童

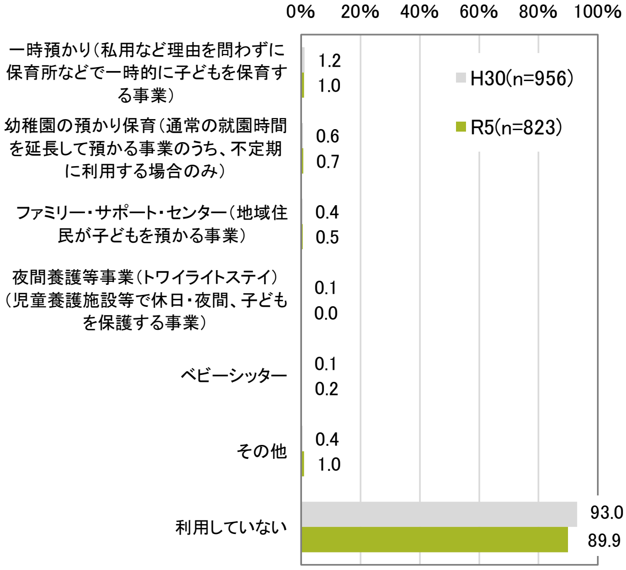

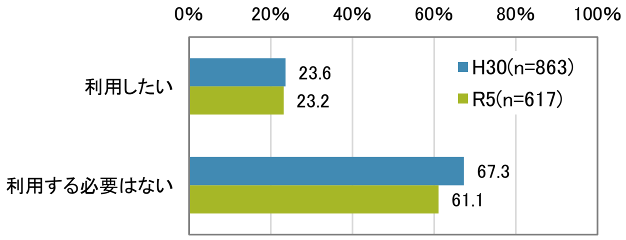

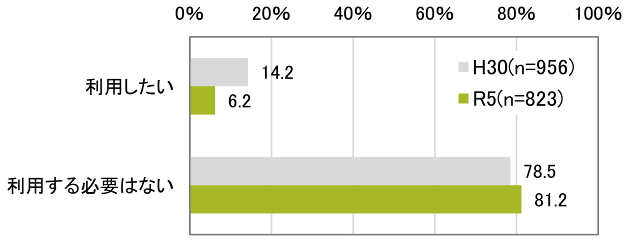

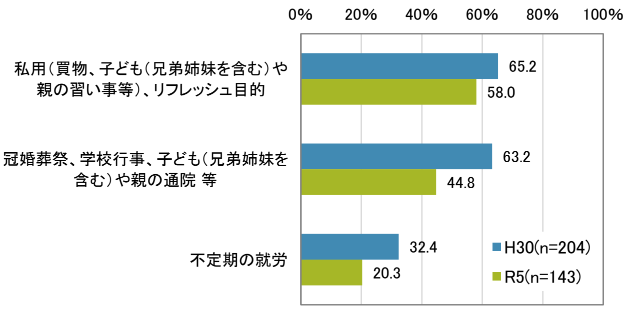

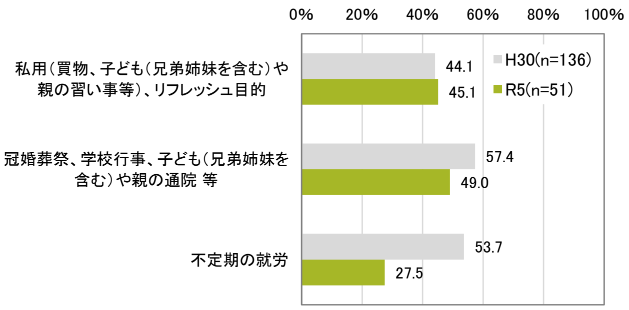

（９）放課後の過ごし方について

就学児童の放課後（平日の小学校終了後）や休日の活動では、小学校低学年のうちは、「放課後児童クラブ」が４割（前回調査：５割）となっている。

小学校高学年の放課後の時間で過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ」の希望は２割と低学年の時と比べ低くなっている。

■就学児童（小学校低学年）

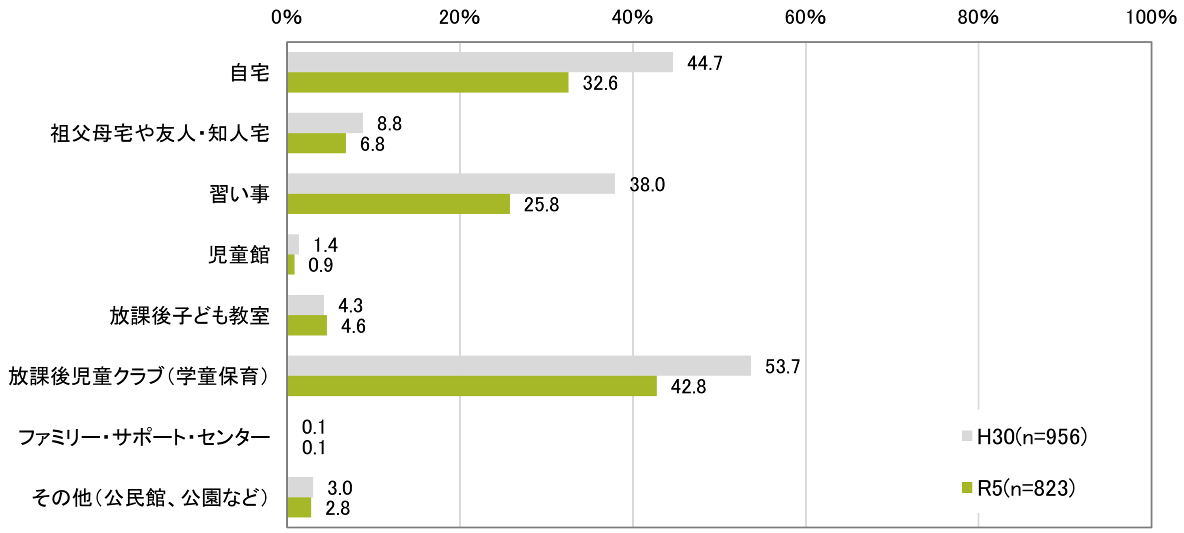

■就学児童（小学校高学年）

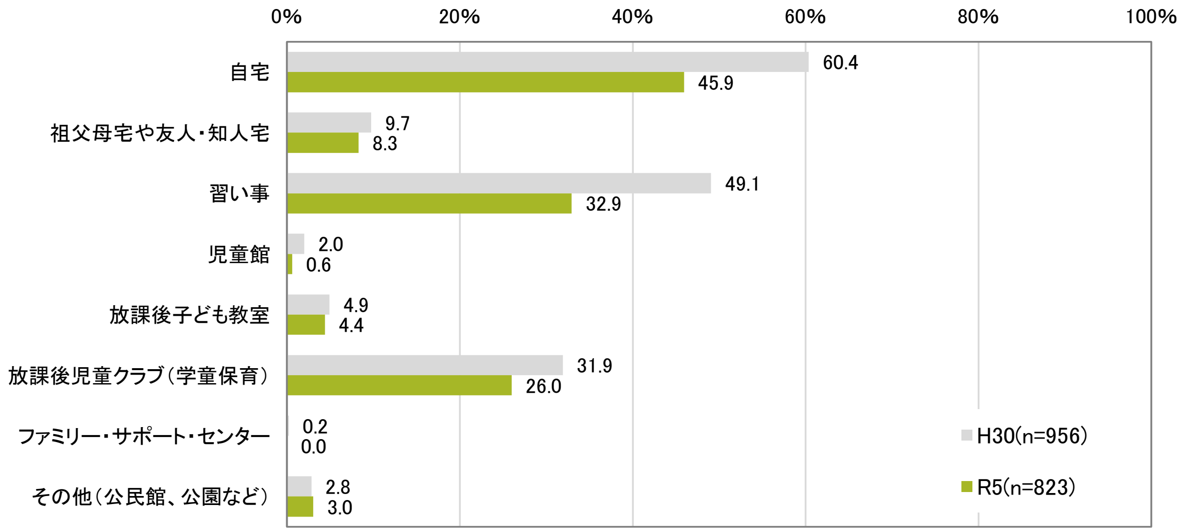

（10）育児休業など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況としては、「取得した」が母親で３割強（前回調査２割強）、父親は３％（前回調査 1.6%）となっている。

父親の取得が進まない背景には、「仕事が忙しかった」が３割強、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が３割となっている。一方で「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が２割とする回答もあり、男性の育児休業の取得が進むよう、企業等への働きかけが必要である。

■就学児童

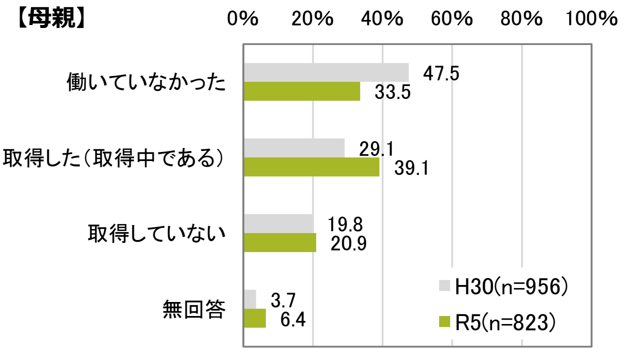

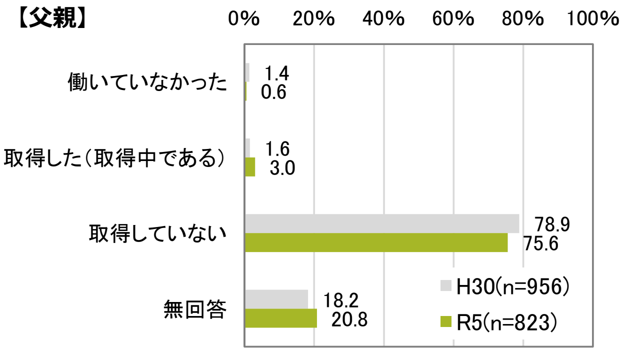

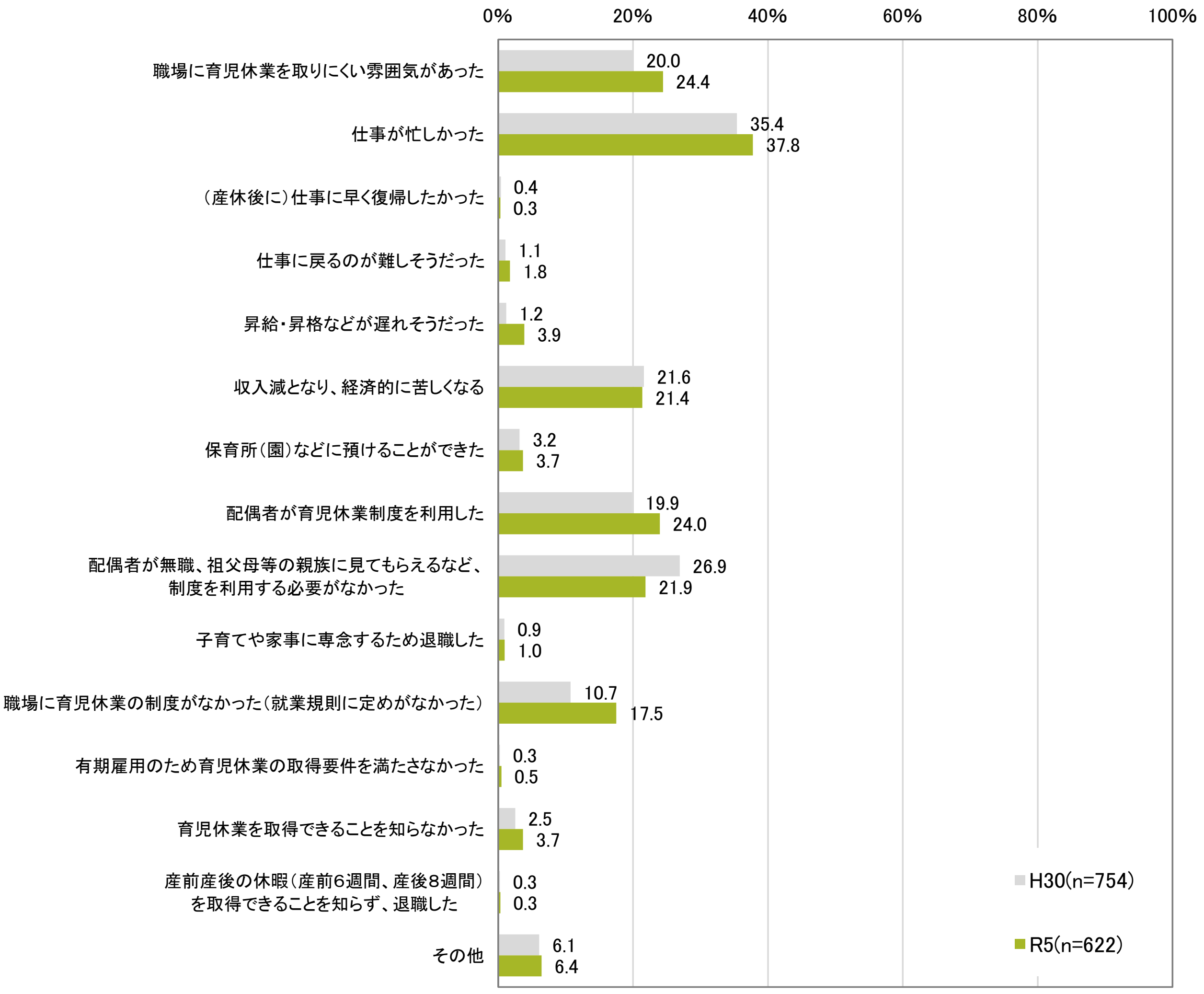

（11）子育て全般について

これからの志布志市に望む、子育て支援制度の維持・充実については、「小児科・産婦人科など医療体制の充実」を望む回答が多くみられた。その他子どもの医療費助成や保育料等の経済的な部分の充実を望む回答も多くなっている。

■就学前児童

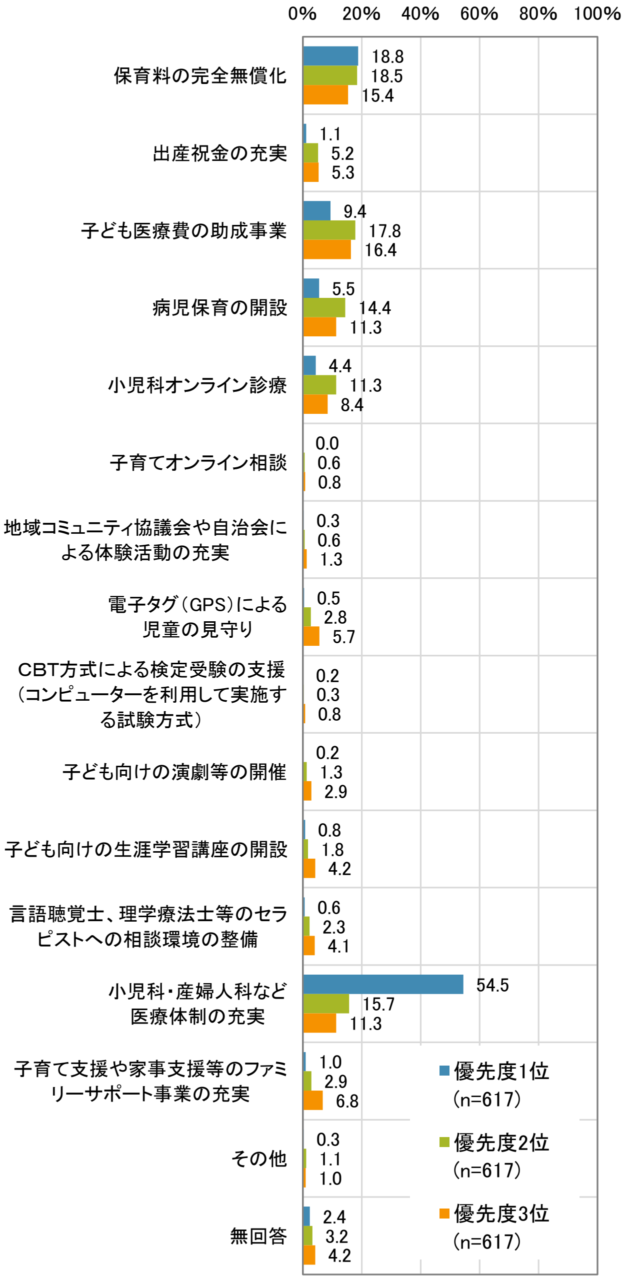

■就学児童

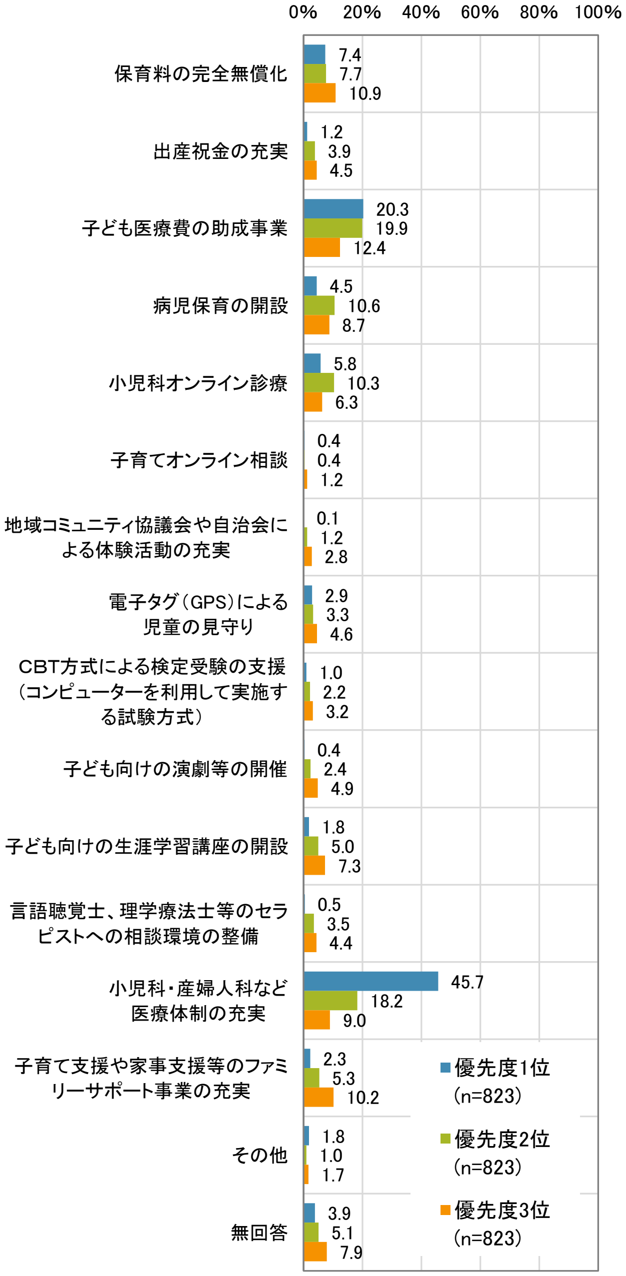

また、施設面については、「雨天時でも遊べる屋内施設の設置」とする回答が就学前児童、就学児童ともに３割となっており、その他屋内外で子どもを遊ばすことのできる施設を望む傾向がみられた。また特別支援学校の設置については就学前児童で１割であったものが就学児童では２割と約２倍となっている。

■就学前児童

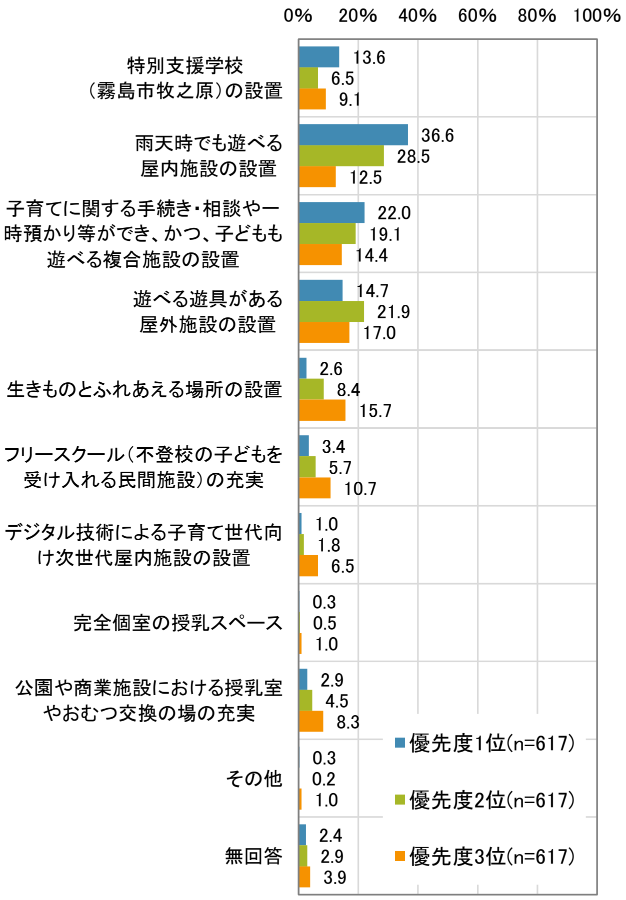

■就学児童

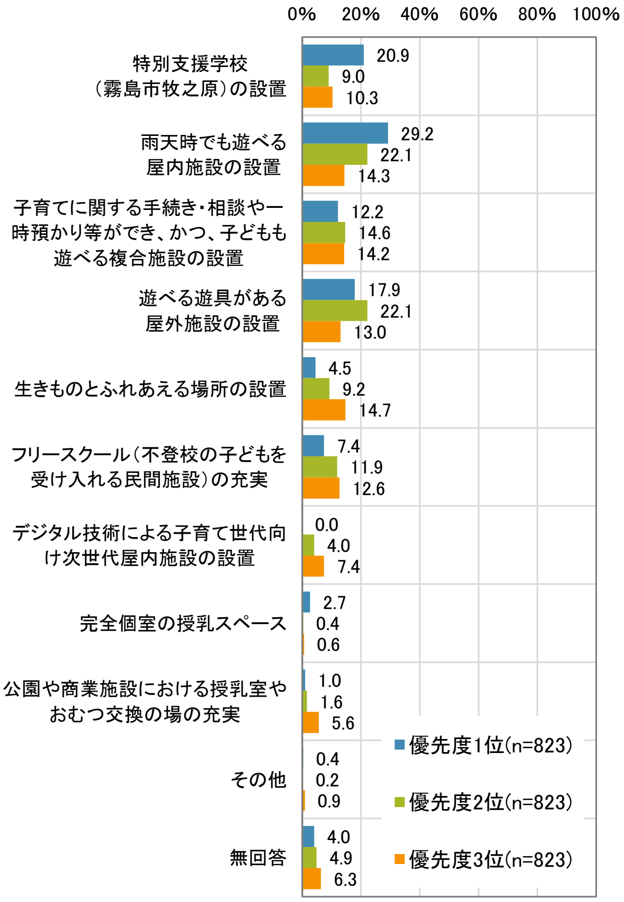

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の方向性

（１）基本理念

上位計画である第２次志布志市総合振興計画においては、「“志”あふれるまち」を基本理念とし、今後のまちづくりを「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の４つの理念が掲げられています。また、同計画における「保険・医療・福祉」分野は「生き生きと笑顔で暮らせるまち」を目標とし、誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心してこどもを育て、自分らしく生き生きと暮らせる基盤づくりなどに取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支えあい、助け合える、優しさのあるまちづくりを進めることが基本的な考え方として掲げられています。

本計画では、こども大綱が掲げるすべてのこども・若者が精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が権利の主体であることをみんなで共有するとともに、地域社会全体でこども・若者や子育て家庭に寄り添い、こども・若者の声を取り入れながらこども・若者が生き生きと笑顔で暮らせるまちを目指します。

基本理念

『生き生きと笑顔で暮らせるまち』

～安心してこどもを産み育てることができるまち～

2　計画の基本目標

基本目標①　こどもの可能性に対する支援の充実

無限の可能性をもったこどもが、個性豊かな人間として成長できるように様々な支援体制の充実に取り組みます。

基本目標②　地域一体となった子育て支援の充実

こどもの幸せを第一に考えて、子育て家庭が志布志市で子育てをしたいと思うような地域全体で見守れる様々な子育て支援の充実を推進します。

基本目標③　こどもの健やかな成長に向けた支援

親が安心してこどもを産み、またすべてのこどもの健やかな成長の実現に向けて、のびのびと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、こどもの健康管理・指導に努めます。

基本目標④　職業生活と家庭生活の両立の支援

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見つめ直すとともに、男女がお互いに協力し合いながら、子育てを行える働きやすい環境づくりに取り組みます。

基本目標⑤　こどもの権利を尊重する社会の実現

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への支援、障がい児への支援を必要とする家庭やこども・若者に対して、充実した支援・相談体制を整備するとともに、すべての子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを推進します。
また、こども・若者の最善の利益を実現するために、こども・若者の意見を聞く場や機会を作り、その意見を取り入れた施策を推進します。

基本目標⑥　こども・若者にやさしい社会づくり

こどもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、こどもを見守るまちづくりを整備します。
また、結婚、子育てのライフステージにおいても切れ目のない支援でこども・若者にやさしい社会づくりを推進します。

3　施策の体系

基本目標	施策の方向性
基本目標１ **こどもの可能性に対する支援の充実**	①教育・保育提供施設の充実 ②こどもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
基本目標２ **地域一体となった子育て支援の充実**	①地域における子育てサービス ②地域の教育力の向上 ③家庭の教育力の向上
基本目標３ **こども・若者の健やかな成長に向けた支援**	①こどもと母親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期対策 ④医療体制の充実 ⑤スポーツ活動の推進
基本目標４ **職業生活と家庭生活の両立の支援**	①仕事と子育ての両立の推進
基本目標５ **こどもの権利を尊重する社会の実現**	①児童虐待防止など要保護児童等対策 ②ひとり親家庭等の支援の推進 ③障がい児等施策の充実 ④相談体制の充実 ⑤こども・若者の権利の保障
基本目標６ **こども・若者にやさしい社会づくり**	①子育てしやすい環境の整備 ②安全・安心のまちづくりの推進 ③結婚を希望する人への支援 ④子育て家庭の負担軽減 ⑤若者の自立支援

第４章　基本目標ごとの取り組み

基本目標１　こどもの可能性に対する支援の充実

乳幼児期はこどもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

この重要な乳幼児期に、こども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれのこどもがその良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このようなこどもの健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。こどもの育ちを支えるため、社会全体で理念を共有し、育成環境の充実に取り組みます。

幼児教育、保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考えの下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望するすべてのこどもに対し、多様なニーズに応じた支援や幼保小連携による一体的な支援などを行っていくことで、より質の高い幼児教育・保育の提供に取り組みます。

①教育・保育提供施設の充実

【課題と今後の方向性】

多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらずすべてのこども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、保育所・認定こども園等から小学校生活に適応できるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。また、これらの取り組みが着実に実施できるよう保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

【主な施策】

施策	認可保育所・認定こども園の運営の充実
施策概要	本市では市内 18 園において、認可保育所及び認定こども園を運営しており、特定教育・保育を希望するすべての児童の教育・保育を実施し、年次的に老朽化した施設の整備を行うなど、安全安心な教育・保育環境づくりに努めています。今後も、地域や保護者のニーズ、施設の体制等を考慮し、適正な利用定員の設定を施設と調整しながら、特定教育・保育を希望するすべての児童の教育・保育を実施できるよう、適正な利用調整を図っていきます。 令和６年度の子ども・子育て支援法改正により位置づけられたこども誰でも通園制度についても、国の指針や動向を踏まえて対応していきます。
所管課	こども子育て課

施策	保育事業者等連絡協議会の充実
施策概要	本市における保育、幼児教育、子育て支援について、施策の連絡調整やその効果的推進を図るため、企業主導型保育事業所を含めたすべての特定教育・保育施設の保育事業者等連絡協議会を開催し、情報交換等を行い、こどもの人権を尊重した、よりよい保育及び幼児教育のあり方を協議しながら、総合的に保育及び幼児教育の充実を更に進めていきます。
所管課	こども子育て課

施策	保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上
施策概要	保育士不足の問題に対応するため、志布志市子育て人材バンクの更なる周知広報を図り、潜在保育士等の掘り起こしに努めます。また、各種研修会等の保育施設への周知により、積極的な参加を促し、質の向上を図ります。
所管課	こども子育て課

施策	子ども・子育て会議
施策概要	教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、子ども・子育て会議を毎年開催し、客観的な立場からの評価受審を推進します。
所管課	こども子育て課

施策	幼保小連絡協議会
施策概要	保育所や認定こども園等から小学校へのスムーズな移行を図り、小１の壁の解消に努めます。幼保小連絡協議会を開催し、相互の交流を深めるとともに、円滑な引き継ぎを図ります。
所管課	教育委員会（学校教育課）、こども子育て課

②こどもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【課題と今後の方向性】

学校だけでなく、他の教育機関や各種施設などとの連携を進めながら、人と人とのふれあい交流体験活動の推進と場所づくりをしていきます。

【主な施策】

施策	ティームティーチング、少人数指導の実施
施策概要	学力向上のためには、少人数による指導や複数教員によるきめ細かな指導が必要です。各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じてティームティーチング指導や少人数指導に努め、今後も児童生徒の実態に合わせた指導を推進していきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	確かな学力の定着と向上
施策概要	児童・生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図り、「確かな学力」を向上させます。学校で行われる授業をとおした研修に指導主事等を派遣し、学力の定着を目指した授業づくりを推進し、学力向上に取り組んでいきます。また、タブレット端末の整備に伴い、その活用に関する教員の研修も充実させるとともに、各種学力調査において、県・国の平均と同程度を目指します。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	総合的な学習の時間等における外部人材の活用
施策概要	各学校で創意工夫を凝らした学習内容に合わせ、様々な教育活動において外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めていきます。また、各学校では、学校応援団を募集して、教育活動の中で積極的な地域人材の活用を図っています。すべての学校に学校運営協議会が設置され、これまで以上に地域と学校が一体となった教育活動が行われています。今後も、「地域とともにある学校づくり」をテーマに掲げ、外部人材を活用した教育活動を展開していきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	心の教育相談の充実
施策概要	いじめや不登校については、学校の実態に即した対応を行うために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・市学校教育専門官の活用、「鹿児島県教育ホットライン 24」「424 ひまわりダイヤル」による電話相談、いじめの目撃情報などを学校へ連絡することができる「かごしま子供ＳＮＳ相談・通報窓口」等の教育相談体制の更なる充実と利用促進に努めます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	市教育支援センター（学びの多様化教室 松風）事業の充実
施策概要	不登校児童生徒一人ひとりの実態に即してタブレット端末を活用した個別学習や様々な交流学習、体験活動を実施することで自己肯定感やコミュニケーション能力の向上に努めます。また、在籍校と連携しつつ、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援に努めます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	道徳教育の充実
施策概要	各学校では、道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図っています。「考え、議論する道徳」の更なる充実が図られるよう、児童生徒の実態に応じた授業や児童のよさを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めていきます。また、郷土教育資料を活用し、志の心を育む道徳教育の充実に努めます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	調和のとれた児童生徒の育成
施策概要	学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるよう、生徒指導の４つの視点（自己存在感の感受への配慮、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」の取り組みを推進します。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	ボランティア活動の推進
施策概要	ボランティアがしたい人、ボランティアを求めている人の相互の情報提供を行い、ボランティア活動の推進を図っていきます。児童生徒の発達段階を踏まえた「福祉の心」を育てるとともに、関係機関等との連携を深めながら、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めていきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）、福祉課

施策	ホームページによる教育情報の公開
施策概要	本市の教育活動の情報を、より多くの人に提供しサービスの向上を図るため、引き続き各学校の特色ある教育活動の情報発信に努めていきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	ゲートキーパー養成講座
施策概要	中学生等若年層に対し、困難やストレスに直面したときに信頼できる大人へ相談し、また友達友人や知人が出した SOS のサインについて具体的かつ実践的な研修会を実施します。
所管課	健康長寿課、教育委員会（学校教育課）

基本目標２　地域一体となった子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「こどもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。そのため、本市では地域資源を活用しながら、こどもにとってより良い居場所にするための取り組みを地域全体で推進します。

すべてのこどもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取り組みを計画的に進めます。

①地域における子育てサービス

【課題と今後の方向性】

認可保育所や認定こども園で行われている通常サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態とこどもの状況に応じた多様な保育体制の整備・充実が求められています。

【主な施策】

施策	保育所等整備事業
施策概要	保育所等の大規模改修や老朽化による新築や改築、保育環境の整備・改善を支援し、入所児童の安心安全な保育環境の整備を図っていきます。
所管課	こども子育て課

施策	延長保育事業
施策概要	保護者の労働等のため、通常の保育所等の開所時間や開所日以外において児童の保育を希望する場合に行う事業です。 市内の保育所・認定こども園において、保護者の要望に応じ対応しています。 今後もニーズに応じ実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	一時預かり事業
施策概要	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の断続的な就労形態等に対応するため、一時的に保育所・認定こども園にて預かる事業です。 市内すべての認定こども園において、１号認定こどもの教育時間前後の時間に一時預かり事業の預かり保育を実施しています。 また、保護者のニーズに応える形で、施設での一時預かりについても対応する体制を整備しています。今後もニーズに応じ実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	病児保育事業
施策概要	保育所等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、保育士や看護師を配置し、支援しています。
所管課	こども子育て課

施策	ファミリー・サポート・センター事業
施策概要	保護者（依頼会員）の病気や急用などの場合に、提供会員が自分の家庭等でこどもを預かるような相互援助活動を推進しています。こどもをお願いする依頼会員とこどもを預かる提供会員の相互の信頼関係のもと、健やかなこどもの育ちを助け、会員間で助け合っていけるよう更に支援していきます。 また、提供会員については、新規登録した会員の養成に努めるとともに資質向上を図っていきます。
所管課	こども子育て課

施策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
施策概要	放課後、保護者が就労のためこどもの面倒をみることができない小学生を対象に遊びや生活の場を与えて、保護者が安心して仕事に従事できるよう、学校や地域と連携して円滑な運営が行われる体制の整備に努めています。 現在実施されている放課後児童クラブについて、今後も引き続き実施をしていくとともに、希望するすべての児童が利用できるような体制づくりに向け、放課後児童支援員の確保や施設整備の支援等を実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	地域子育て支援拠点事業
施策概要	子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談事業、子育てサークル等への支援、地域の子育て関連情報の提供を行っています。市内全体を対象として、志布志子育て支援センター「はぐくみランド」、通山こども園に市が委託している「通山子育て支援センター」で実施しています。今後も２施設での運営を継続するとともに、連携強化を含めて拡充の検討を行います。
所管課	こども子育て課

施策	かごしま子育て支援パスポート事業
施策概要	妊婦及び 18 歳未満のこどもがいる世帯に対して、平成 20 年度より県主体で、「かごしま子育て支援パスポート事業」を実施しています。今後も利用対象者への周知に努めていきます。
所管課	こども子育て課

施策	子育て短期支援事業
施策概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において保護者の要望に対応しています。今後もニーズに応じて実施していきます。
所管課	こども子育て課

②地域の教育力の向上

【課題と今後の方向性】

学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を生かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、こどもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心、健康や体力などの「生きる力」を養う取り組みを推進します。

また、こどもたちの活動を支援する指導者の確保と育成に努めます。

市内の各組織に協力していただく内容等を関係者で協議・協力していきます。

【主な施策】

施策	絵本育児の推進事業
施策概要	幼児の時から、絵本をとおして親子のふれあいができるように、図書館が行うブックスタート事業等(乳児相談時に絵本読み聞かせと絵本の配付)を推進した取組や、保育所等の団体絵本貸し出しの充実に努めます。また、子育て支援センターを中心に絵本の読み聞かせ等、図書館と連携した活動を行っていきます。
所管課	教育委員会（図書館)、こども子育て課

施策	民生委員，児童委員活動
施策概要	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援等を行っています。今後も地域福祉の充実を図るため、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動や情報収集を行うため、各種会合などの研修に積極的に参加し、資質向上を図っていきます。
所管課	福祉課

施策	青少年研修事業
施策概要	自然・文化・言語の異なる海外や県外に青少年を派遣し、交流を通して相互理解が深められ、新しい環境の中で郷土を見直すとともに、親への感謝や他者への思いやりなど広い視野を持った、こころたくましい青少年への人材育成を推進していきます。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

施策	地域活動の育成
施策概要	自主性と幅広い視野と豊かな社会性を備え、心身ともにたくましく思いやりの心を持った青少年を育てるため、家庭、地域、学校が一体となった郷土教育を推進し、子ども会、ジュニアリーダー及び青年団組織の育成や活動の充実を図っていきます。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

施策	キラリ輝く「しぶしっ子」育成事業
施策概要	地域コミュニティ協議会を単位として、地域ぐるみで青少年を育成する環境づくりと、様々な体験活動を提供する土曜体験広場等の事業を推進し、心豊かでたくましい青少年の育成を図ります。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

施策	青少年育成市民会議事業
施策概要	次代を担う青少年を育成するため、家庭・学校・地域等が一体となって、地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、青少年が主体的に活動するための場や機会を確保し、地域ぐるみの青少年育成を推進します。 青少年育成市民会議を中心に、各青少年育成団体や青少年育成コーディネーターによる現状や課題等の共有による青少年育成組織の連絡提携や活動促進を図り、青少年の健全育成を推進します。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

施策	きらり輝く３つのおしえ、煮しめ・つけあげ・にぎりめし教育 「志を高める教育」の推進
施策概要	こども一人ひとりの持ち味（よさ・個性・能力・特技等）をしっかり伸ばすという“煮しめ・つけあげ・にぎりめし教育”の理念に基づいて、学校・家庭・地域社会との連携をもとに、児童・生徒一人ひとりを大切にし、特色ある学校・学年・学級づくりや個性を生かす教育を推進していきます。
所管課	教育委員会（学校教育課、生涯学習課）

施策	子ほめ条例による表彰
施 策 概 要	学校と地域が一体となり、こどもの個性や能力を発見し、表彰することによって、心身ともに健全なこどもを地域ぐるみで育てていきます。 学校運営協議会や学校応援団として学校の教育活動に協力していただいている方の意見を取り入れ、様々な角度から児童生徒のよさを発見することにより、地域総ぐるみでこどもたちを育てる雰囲気づくりに取り組みます。
所　管　課	教育委員会（学校教育課）

③家庭の教育力の向上

【課題と今後の方向性】

こどもに基本的な生活習慣や生活能力、基本的倫理観、社会的なマナーを身に付けさせるとともに、自立心や人に対する思いやり、豊かな情操を育むなど、子育てについての第一義的な責任は保護者にあります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、まち全体で子育てを支援し、市のこどもと子育てをしている保護者を支えていく仕組みづくりを図ります。

【主な施策】

施策	子育て情報の提供
施 策 概 要	市ホームページ内に子育て応援サイトを作成し、市独自の事業も含めて子育て支援の情報を提供しています。これからも、子育てに関する情報の収集や情報提供については関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し志布志市子育てナビなどを活用して情報の一元化を進めていきます。
所　管　課	こども子育て課

施策	子育てに関する教室・相談事業
施 策 概 要	妊婦や乳幼児のいる保護者への相談事業や、各種教室を行っています。また月に１回乳幼児相談や、助産師や保健師による妊産婦、新生児訪問指導も行っています。 今後も引き続き実施し、それぞれに適した支援へと繋ぐことができるようにしていきます。
所　管　課	こども子育て課

施策	家庭教育学級の推進
施策概要	こどもの健全育成と家庭教育の向上を図るために、市内の小学校・中学校・保育所及び認定こども園等で家庭教育学級を開設し、保護者が一定期間にわたって、計画的に家庭教育に関する学習を行い、子育てに対する意識や姿勢の向上を図るとともに、保護者相互の連携の強化を推進していきます。市内の小・中学校、幼稚園の家庭教育学級の充実を図りながら、未開設の保育所等にも開設できるよう推進していきます。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

施策	「志アップ！子育て手帳」の作成・配布
施策概要	家庭・学校・地域をはじめとした子育てを応援するための情報を中心に、「志アップ！子育て手帳」を作成し、小・中学生の保護者に配布します。手帳は、学級ＰＴＡや家庭教育学級の教材として活用してもらえるよう各学校に依頼します。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

基本目標３　こども・若者の健やかな成長に向けた支援

こどもを安全に安心して産み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、こどもへの医療対策の充実や心身の発達の基礎となる適切な教育に向けた取り組みなどを進めます。

①こどもと母親の健康の確保

【課題と今後の方向性】

すべてのこどもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

そのようなことから、妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、具体的な助言や育児支援を行い、新生児が順調に成育できるよう指導・支援を推進します。

また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、保護者とこどもの心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

【主な施策】

施策	母子保健推進員活動
施策概要	市内の地区から選出された母子保健推進員が、地域内の妊産婦・乳幼児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や声かけ、健診の受診勧奨を行うなど、地域で子育ての支援を行っています。地域の子育て支援として母子保健推進員による活動は重要であり、声かけ訪問等に努めるとともに、活動内容やその役割についても母子手帳交付時に対象者へ情報提供をしていきます。また、今後は研修などにより資質の向上も図り、行政と地域のパイプ役を果たしていきます。
所管課	こども子育て課

施策	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業
施策概要	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の発行と妊婦一般健康診査の受診票を交付し、専門医療機関を受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。 また、母子健康手帳交付時には保健師などによる相談指導を行っており、今後も早期に交付し健全な妊娠生活が送られるように推進するとともに、関係機関と連携し、ハイリスク妊婦等の支援に努めます。
所管課	こども子育て課

施策	産前産後サポート事業（パパママ教室・ママのほっとカフェ）
施策概要	妊婦やその家族を対象に助産師・保健師よる健康教育や相談を行います。妊娠、出産、育児に必要な情報・知識・技術を通して親になる心構えを養い、子育て支援や仲間づくりの場になるよう勧めていきます。一人でも多くの方が参加できるよう啓発に努めていきます。
所管課	こども子育て課

施策	ハイリスク妊婦・新生児（こんにちは赤ちゃん）・乳幼児訪問事業
施策概要	ハイリスク妊婦・全新生児（生後４か月までの赤ちゃんのいる居宅を訪問）・産婦に対して、個人に応じた相談・指導を助産師が中心となり、訪問指導を行っています。また、各種乳幼児健診・相談後の経過観察児、健診未受診児に対しても、訪問指導を行っています。今後も生活環境や健康などで不安を持つ妊産婦、経過観察児、育児不安を持つ家庭を訪問し、指導に努めていきます。
所管課	こども子育て課

施策	乳幼児健康診査事業
施策概要	身体計測・診察・問診・相談などで、疾病や心身障がいの早期発見を行い、早期治療・早期療育を促すとともに心身・運動・言語の発達確認を行います。乳幼児期からの栄養相談・指導、むし歯の予防、親子ふれあい遊び等の育児指導で生活習慣の自立などの大切な支援を行い、乳幼児の健全な発育発達を促すために引き続き実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	産婦健康診査事業
施策概要	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後２週間、産後１ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を医療機関等と連携し実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	産後ケア事業
施策概要	産後に心身の不調又は育児不安等がある者だけでなく、産後１年未満の方ならどなたでも産後ケア事業を利用することが可能です。助産院や自宅で心身のケアや育児のサポートを専門職が支援することで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保していきます。
所管課	こども子育て課

施策	こどもの発育発達支援事業
施策概要	各種健診相談等で、発達障がいが疑われる乳幼児が増えている傾向にあります。経過観察・フォローが必要な乳幼児を対象に行うぷれい教室（月 1 回）を実施しています。今後は内容の検討や従事者のスキルアップを図り、事業をより充実した内容にしていき、保護者がこどもとの関わり方がわかり、こどもの持っている力を伸ばしていけるように支援していきます。また、「にこにこはうす」をはじめ、発達支援事業所等との連携も図っていきます。
所管課	こども子育て課

施策	不妊治療助成事業
施策概要	不妊で悩んでいる夫婦が増加しており、専門の相談機関が必要となっています。不妊治療を望む者に対し、良質かつ適正な保健医療サービスが提供できるよう、医療機関等の情報提供を図ります。不妊治療をしている夫婦に対して、不妊治療費を１年間に上限 20 万円まで助成し、安心して治療に臨めるよう今後も継続していきます。
所管課	こども子育て課

施策	歯科検診及びフッ素塗布事業、フッ化物洗口実施事業
施策概要	１歳６か月児、２歳６か月児、３歳児、５歳児を対象に歯科検診を行っています。フッ素塗布・歯科衛生士による指導を実施し、幼児のむし歯予防、かむことの必要性について啓発を行っています。５歳児以上の歯科受診率向上のために引き続き努力していきます。また、市内の保育所・認定こども園、小学校等でフッ化物洗口（年中・年長児）の取り組みが行えるよう支援していきます。
所管課	こども子育て課、健康長寿課

施策	学校での歯科指導
施策概要	学校と連携をとり、校医・歯科衛生士を中心に学年に応じた、むし歯予防・歯周病予防・かむ効用等について、引き続き健康教育等を行っていきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）、健康長寿課

施策	利用者支援事業
施 策 概 要	現在、市内１箇所にて実施しており、今後においても継続実施に努め、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定や、相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。
所　管　課	こども子育て課

施策	新生児聴覚検査
施 策 概 要	新生児（生後 28 日以内）に対して、聴力検査を行い聴覚障がいの早期発見を行います。
所　管　課	こども子育て課

施策	妊婦等包括相談支援事業　新規
施 策 概 要	妊娠・出産・乳幼児期における伴走型の相談支援と経済支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぎ、妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備します。
所　管　課	こども子育て課

施策	妊婦のための支援給付
施 策 概 要	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の使用負担軽減を図るため、妊婦のための支援給付金を支給し、経済的支援を行います。
所　管　課	こども子育て課

施策	子育て世帯向け医療相談体制の充実　新規
施 策 概 要	産婦人科や小児科の閉鎖など、出産・子育てを巡る医療環境は厳しさを増していることから、24 時間 365 日、小児科と産婦人科を含めて子育て世帯がいつでもどこでも気軽に医師と健康相談ができる医療相談アプリを導入し、医療環境に不安を抱く子育て世帯の不安軽減に努めていきます。
所　管　課	こども子育て課

②食育の推進

【課題と今後の方向性】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

こどもが健全な食生活の習慣を身に付けるには、こどもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

【主な施策】

施策	学校による食育指導
施策概要	こどもたちの食生活が乱れがちな現代において、学校教育の中で行われる食育の果たす役割はとても大きいといえます。また、家庭での食生活も十分とはいえない家庭もある中で、専門的な知識をもつ栄養教諭の役割はとても重要です。 こどもたちが、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、自己の健康管理ができるようになることを目標とし、学校保健委員会や家庭教育学級等を活用しながら保護者への啓発活動を行います。また、栄養教諭等を中心に学校、家庭、地域が一体となって「食育」を行っていきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	妊婦・乳幼児栄養指導
施策概要	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であり、栄養士による母子手帳交付時の栄養教育や乳幼児健診・各種相談などでの栄養指導・相談を実施しています。個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を進めます。
所管課	こども子育て課、健康長寿課

施策	ふれあい食体験事業
施策概要	市内の保育所等の年中、年長児を対象に食育事業を行っています。食を通じた豊かな人間関係や心身の育成を図ることを目的に、栄養士による栄養指導や調理体験を実施しています。生活リズムや規則正しい食習慣の定着をめざし、保護者に対しても事業内容や食育テキストを配布するなど、食の大切さについて啓発に努めていきます。今後も効果的な事業となるよう継続していきます。
所管課	こども子育て課、健康長寿課

③思春期対策

【課題と今後の方向性】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、こどもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期のこどもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするための教育を行い保護者への啓発に努めていきます。

【主な施策】

施策	性に関する指導の実施
施策概要	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を年齢に応じて生理学的・倫理学的面から理解できるように、今後も年齢に応じた性教育を進めていきます。また、ＬＧＢＴＱ＋といった新しい課題にも対応しながら、継続して取り組んでいきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施
施策概要	学校教育において、児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。今後も警察や、医療機関などの関係機関と連携した教育を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と、保護者への啓発に努めていきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	ふれ愛セミナー（思春期保健セミナー）の実施
施策概要	乳児とのふれあいや育児のあり方を体験し、生命の尊さを認識することにより、将来の親性の形成のみならず、将来なりたい自分をイメージし、様々な自己選択を行う力を形成するよう支援します。また、思春期のこどもの健康づくりを推進し、自分の健康への関心を高め生涯を通じた健康づくりを支援します。今後も学校との連携をとり、推進していきます。
所管課	こども子育て課

④医療体制の充実

【課題と今後の方向性】

地域で安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の充実・確保に取り組みます。また、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

また、県及び近隣の市町村、関係機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備に積極的に取り組みます。

【主な施策】

施策	日曜祝日当番医・曽於医師会夜間救急センター
施策概要	小児救急医療体制を整えることにより、市民の安全・安心が守られるため、今後も医療の確保・充実に努めていきます。
所管課	健康長寿課

施策	予防接種事業
施策概要	感染症の発生及びまん延予防のため、予防接種法で定められた定期の予防接種を行っています。各予防接種は、総合的に高い接種率を維持しており、一層の接種率の向上を目指すとともに、疾病の発症及びまん延防止に努めます。
所管課	こども子育て課

施策	子ども医療費助成事業
施策概要	子育て支援策の一環として高校生の世代までの医療費を無料化しています。こどもに係る医療費の負担を軽減することにより、今後も疾病の早期発見と早期治療を促進していきます。
所管課	こども子育て課

⑤スポーツ活動の推進

【課題と今後の方向性】

スポーツはこどもたちの体や精神を鍛え、思いやりの心や規範意識を育む効果があり、幼児期からの取り組みが必要です。

教育・保育施設における取り組みに加え、家庭や身近な地域においてもスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

主に中学校単位で活動を行ってきた部活動においては、学校の小規模化や教職員の減少等により、活動を維持できない部活動も見られるようになり、今後、学校及び地域が協働・融合した形での環境整備やこどもにとって望ましい持続可能な部活動の運営を推進します。

【主な施策】

施策	スポーツ活動の推進
施策概要	次代の担い手であるこどもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、健やかな体の育成や豊かな心の育成のため、スポーツ教室の開催やスポーツ少年団活動の推進に努めていきます。また、指導者研修・母親集団研修などを実施し、こどもから高齢者まで、スポーツに親しむ環境整備に努めます。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

施策	志布志市部活動地域移行推進協議会　新規
施策概要	学校及び地域が協働融合した形でのスポーツ及び芸術文化等の活動のための環境整備、並びに生徒にとって望ましい持続可能な部活動及び教職員の効率的な職務遂行の両立を実現するため、志布志市部活動地域移行推進協議会を設置し、部活動の段階的な地域展開を図ります。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	地域指導者人材バンク　新規
施策概要	部活動指導員や部活動地域展開について、興味のある方を地域指導者人材バンクに登録して、学校のニーズに応じて配置を行い、持続可能な部活動・クラブ活動を推進します。
所管課	教育委員会（学校教育課）

基本目標４　職業生活と家庭生活の両立の支援

職業生活と家庭生活をめぐる現状は共働き世帯が増加しているにもかかわらず、家庭内での育児負担が女性に偏る傾向があり、夫婦が協力し合って子育てを行うことが求められます。そのためには、長時間労働の是正や働き方改革、男性の育児休暇取得率の向上などを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが必要です。

しかしながら、保育ニーズが多様化しており、様々な形態での保育サービスの充実も今後の課題となっています。

①仕事と子育ての両立の推進

【課題と今後の方向性】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限りこどもと一緒にいる時間を大切にする子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。男女関係なく育児・介護休業などの取得率向上や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

しかしながら、景気の影響などによる共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

【主な施策】

施策	**「ワーク・ライフ・バランス」意識の推進事業**
施策概要	男性も女性も、家事や仕事や育児、介護の責任をともに担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についてあらゆる機会をとおして、市民への周知・啓発を図っていきます。
所管課	コミュニティ推進課

施策	**家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備推進事業**
施策概要	仕事と家庭生活を両立するために「子育て、家事、介護は女性の役目」という固定的性別役割分担意識を解消し、女性だけではなく男性も参画していく環境づくりを目指した取り組みを推進していきます。
所管課	コミュニティ推進課

施策	企業・事業所等への労働環境の充実に向けた啓発
施策概要	誰もが仕事と生活の調和のとれた生活を営めるよう、国・県と連携して企業や事業所等に対して、労働環境の整備や休暇制度等について啓発していきます。
所管課	みなと振興課

施策	かごしま子育て応援企業への登録促進
施策概要	企業に、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組むよう働きかけると共に、企業の取り組み内容を紹介しＰＲを図っていきます。 合同企業説明会募集案内や各種事業案内に併せて啓発を図り、事業の主旨について認知度の向上に努めます。
所管課	みなと振興課

施策	延長保育事業【再掲】
施策概要	保護者の労働等のため、通常の保育所等の開所時間や開所日以外において児童の保育を希望する場合に行う事業です。 市内の保育所・認定こども園において、保護者の要望に応じ対応しています。 今後もニーズに応じ実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	病児保育事業【再掲】
施策概要	保育所等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、保育士や看護師を配置し、支援しています。
所管課	こども子育て課

施策	一時預かり事業【再掲】
施策概要	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の断続的な就労形態等に対応するため、一時的に保育所・認定こども園にて預かる事業です。 市内すべての認定こども園において、１号認定こどもの教育時間前後の時間に一時預かり事業の預かり保育を実施しています。 また、保護者のニーズに応える形で、施設での一時預かりについても対応する体制を整備しています。今後もニーズに応じ実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】
施策概要	保護者（依頼会員）の病気や急用などの場合に、提供会員が自分の家庭等でこどもを預かるような相互援助活動を推進しています。こどもをお願いする依頼会員とこどもを預かる提供会員の相互の信頼関係のもと、健やかなこどもの育ちを助け、会員間で助け合っていけるよう更に支援していきます。 また、提供会員については、新規登録した会員の養成に努めるとともに資質向上を図っていきます。
所管課	こども子育て課

基本目標５　こどもの権利を尊重する社会の実現

様々な事情により支援の必要性が高いすべてのこどもに対して、家族はもとより、地域や行政を含むすべての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

いじめや不登校、引きこもりなど、こどもをめぐる問題は数多くあり、このような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けているこどもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

対象となる障がいは多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

また、社会全体でこどもが権利の主体であることを認識するための情報提供や啓発活動を推進し、こども・若者が自らの権利を認識できるよう支援します。

①児童虐待防止など要保護児童等対策

【課題と今後の方向性】

こどもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者やこどもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

【主な施策】

施策	子育て短期支援事業【再掲】
施策概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において保護者の要望に対応しています。今後もニーズに応じて実施していきます。
所管課	こども子育て課

施策	民生委員，児童委員活動【再掲】
施策概要	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援等を行っています。今後も地域福祉の充実を図るため、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動や情報収集を行うため、各種会合などの研修に積極的に参加し、資質向上を図っていきます。
所管課	福祉課

施策	要保護児童対策地域協議会
施策概要	地域協議会を設置した事により、関係機関の連携が取れ、虐待の早期発見・早期対応につながり、多様な援助が可能になります。引き続き、毎年代表者会議を開催し、支援の必要な親子を保育所等・学校・地域と連携して情報を共有し、支援の必要なケースが発生した場合には迅速にケース会議を開催するなど早急な対応を行ないます。
所管課	こども子育て課

②ひとり親家庭等の支援の推進

【課題と今後の方向性】

ひとり親家庭が増加している中で、こどもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の親の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

【主な施策】

施策	自立支援教育訓練給付金事業
施策概要	ひとり親家庭の親の主体的な職業能力開発の取り組みを支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図るため、指定された就労のための講座を受講したひとり親家庭の親に対して、その受講料の一部を支給します。これからもひとり親家庭に対して事業の周知を図っていきます。
所管課	こども子育て課

施策	高等職業訓練促進給付金事業
施策概要	ひとり親家庭の親の円滑な就職活動の支援、かつ、生活の安定につなげる資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について促進費を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、入学支援修了一時金を修了後に支給します。 これからもひとり親に対して事業の周知を図っていきます。
所管課	こども子育て課

施策	ひとり親家庭医療費助成事業
施策概要	ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、経済的な支援を目的として、医療費の自己負担分を全額助成します。
所管課	こども子育て課

施策	児童扶養手当
施策概要	児童扶養手当は、離婚等による母子・父子家庭に対し、18 歳までの児童を扶養するための手当として支給しています。 今後も父母の離婚などによりひとり親家庭となった児童、重度の障がいがある父又は母をもつ児童若しくは父又は母にかわって児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童の父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対し手当を行ないます。
所管課	こども子育て課

③障がい児等施策の充実

【課題と今後の方向性】

障がいのあるこどもが地域の中で健やかに育つために、障がいのないこどもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

障がい児や、医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、地域資源の開発など支援体制の構築に取り組みます。

【主な施策】

施策	障害児保育事業
施策概要	保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける障がい児の保育を行うとともに、障がい児が安心して保育を受けられる環境づくりを進めていきます。今後も継続して保育所・認定こども園等及び放課後児童クラブで障がい児の保育を推進するとともに、その環境づくりの充実を目指していきます。
所管課	こども子育て課

施策	医療的ケア児保育支援事業　新規
施策概要	日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
所管課	こども子育て課

施策	障害児福祉事業
施策概要	特別児童扶養手当は精神または身体に中度以上の重度の障がいを有する日常において常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の児童を扶養している家庭に支給される手当です。また、障害児福祉手当は在宅の重度障がい児に支給される手当です。そのほか、医療費助成や日常生活用具（紙おむつ等）、補装具（車椅子や短下肢装具等）の給付と修理を行っています。
所管課	福祉課

施策	療育事業
施策概要	【児童発達支援】 支援を必要とする障がいがあるもしくは発達が気になる未就学の児童に対し、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援を行う児童発達支援事業の早期利用を推進していきます。 【放課後等デイサービス】 支援を必要とする障がいがあるもしくは発達が気になる就学児（小学生・中学生・高校生）に対し、将来の自立した生活と社会参加を目指すためのサポートを行う放課後等デイサービス事業について、各学校や事業所、保護者が連携を図りながら推進していきます。 【巡回相談支援事業】 発達に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、養育する施設の職員や保護者に対し、支援の方法についての提案や、障がい、疾病などの早期発見、早期療育のための助言を行っていきます。
所管課	福祉課

施策	特別支援教育
施策概要	学習障害（ＬＤ）・注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）・自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）ならびに知的障がいのあるこどもたちへの支援を図っていきます。また、関係諸機関と連携を図りながら就学支援の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の配置による支援の充実に努めていきます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

施策	公園トイレ整備事業
施策概要	子育て世帯が安心して利用できるように、見た目にも優しく、明るいトイレの整備を目指すとともに、ベビーカー・車椅子等で楽に入れ、誰もが気持ちよく利用できるような維持管理に努めていきます。
所管課	建設課

施策	こどもの遊び場の整備
施策概要	公園を、こどもやお年寄りはもちろん、障がいのある方にも安心して気持ちよく使用してもらえるように、芝刈りや園路沿いの伐採・トイレの清掃などの維持管理を実施しています。また、遊具については、毎年、専門知識を有する業者が点検を行い、修繕を実施し、安心して使用できるよう努めていきます。
所管課	建設課

施策	こどもの発育発達支援事業（ぷれい教室）【再掲】
施策概要	各種健診相談等で、発達障がいが疑われる乳幼児が増えている傾向にあります。経過観察・フォローが必要な乳幼児を対象に行うぷれい教室（月 1 回）を実施しています。今後は内容の検討や従事者のスキルアップを図り、事業をより充実した内容にしていき、保護者がこどもとの関わり方がわかり、こどもの持っている力を伸ばしていけるように支援していきます。また、「にこにこはうす」をはじめ、発達支援事業所等との連携も図っていきます。
所管課	こども子育て課

施策	利用者支援事業【再掲】
施策概要	現在、市内１箇所にて実施しており、今後においても継続実施に努め、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定や、相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。
所管課	こども子育て課

④相談体制の充実

【課題と今後の方向性】

いじめや不登校、児童虐待、ひきこもり、貧困など、困難な状況にあるこどもが多くなっていますが、これらの問題は、一面的な対応だけでは解決が難しく、包括的・継続的な対応が求められます。相談窓口の充実を図り、支援を必要とするこどもの視点に立って関わっていくことが必要です。

【主な施策】

施策	**こども家庭センターの設置　　　新規**
施策概要	妊産婦・乳幼児・こどもの健康の保持・増進や早期に虐待の防止を図るため妊産婦やこども、子育て世帯へ福祉や保健に関する一体的な相談支援を行うことを目的としてこども家庭センターを設置します。
所管課	こども子育て課

施策	**地域子育て支援拠点事業【再掲】**
施策概要	子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談事業、子育てサークル等への支援、地域の子育て関連情報の提供を行っています。市内全体を対象として、志布志子育て支援センター「はぐくみランド」、通山こども園に市が委託している「通山子育て支援センター」で実施しています。今後も２施設での運営を継続するとともに、連携強化を含めて拡充の検討を行います。
所管課	こども子育て課

施策	**心の教育相談の充実【再掲】**
施策概要	いじめや不登校は、学校の実態に即した対応を行うために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・市学校教育専門官の活用、「鹿児島県教育ホットライン 24」「424 ひまわりダイヤル」による電話相談、いじめの目撃情報などを学校へ連絡することができる「かごしま子供ＳＮＳ相談・通報窓口」等の教育相談体制の更なる充実と利用促進に努めます。
所管課	教育委員会（学校教育課）

⑤こども・若者の権利の保障

【課題と今後の方向性】

こども・若者は生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在で、こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、施策に反映させる仕組みをつくります。

【主な施策】

施策	**こども・若者の権利の普及啓発** **新規**
施策概要	啓発リーフレットの配布やホームページ等での啓発など、様々な手法を用いて、広報・啓発を行います。
所管課	こども子育て課

施策	**こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり** **新規**
施策概要	こども・若者がこども施策についての意見表明を行う方法や、意見表明に積極的に参加できるような仕組みづくりを検討し、こども・若者の意見を聴取するためのワークショップ等の開催を目指します。
所管課	こども子育て課、教育委員会（学校教育課）

基本目標６　こども・若者にやさしい社会づくり

こどもを安心して産み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、こどもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取り組みを進めます。

また、こども・若者が本市に住みたい、住んで良かったと思えるよう、移住や定住、さらには結婚して、こどもを産み育てることを望んだ人の夢が叶えられるよう、こども・若者にやさしい環境づくりに取り組みます。

①子育てしやすい環境の整備

【課題と今後の方向性】

ベビーカーや荷物の運搬などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんやこどもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取り組みが必要です。

【主な施策】

施策	市営住宅の確保
施策概要	老朽化住宅については、志布志市住生活基本計画に基づき、民間対話等による新たな住宅整備施策等を検討しながら、計画的な補修、改修等を行い、安全で安心して生活できる住宅の確保を図っていきます。 また、市営住宅の入居要件としては、高校生までの子がいる世帯や新婚世帯については、裁量階層世帯と位置づけ所得要件の緩和を行い、子育て世帯や新婚世帯の入居について配慮しています。
所管課	建設課

②安全・安心のまちづくりの推進

【課題と今後の方向性】

こどもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化などの取り組みを進め、子育て家庭の外出を支援します。

また、こどもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置など交通安全施設の整備、交通安全対策、地域ぐるみでの防犯対策に引き続き取り組みます。

【主な施策】

施策	通学路の安全対策
施策概要	通学路の安全対策を、学校及び地域、警察と連携して安全対策を講じていきます。
所管課	建設課

施策	公共構築物のユニバーサルデザインの推進
施策概要	新たに建設される公共構築物については、多目的トイレの設置に努めます。施設によりトイレ内にベビーシートを設けることや、女性用トイレにも小児用小便器を設置するなど、整備を図っていきます。
所管課	建設課

施策	公園トイレ整備事業【再掲】
施策概要	子育て世帯が安心して利用できるように、見た目にも優しく、明るいトイレの整備を目指すとともに、ベビーカー・車椅子等で楽に入れ、誰もが気持ちよく利用できるような維持管理に努めていきます。
所管課	建設課

施策	こどもの遊び場の整備【再掲】
施策概要	公園を、こどもやお年寄りはもちろん、障がいのある方にも安心して気持ちよく使用してもらえるように、芝刈りや園路沿いの伐採・トイレの清掃などの維持管理を実施しています。また、遊具については、毎年、専門知識を有する業者が点検を行い、修繕を実施し、安心して使用できるよう努めていきます。
所管課	建設課

施策	交通安全教室
施策概要	こどもを対象として、ダミーや自転車を使った参加・体験・実践型の交通安全教室の充実に努めていきます。
所管課	総務課

施策	街頭補導活動事業
施策概要	青少年の非行防止のため、地域での取り組みを支援していくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携を図り、地域ボランティア・父母連絡会や単位ＰＴＡによる街頭補導指導、学校の長期休業日や祭典時の特別街頭補導を行っています。これら非行防止のための連携を強化し、防止活動の充実を推進していきます。
所管課	教育委員会（生涯学習課）

③結婚を希望する人への支援

【課題と今後の方向性】

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ない、あるいは仕事の忙しさから出会いの機会を作れない若者が多くいることが考えられます。このような結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供し、結婚後の新生活についても支援することで結婚を望む若者を応援します。

【主な施策】

施策	婚活・若者交流支援	新規
施策概要	イベントの開催により婚活イベントに参加する可能性のある若者層を掘り起し、出会いと交流の場を提供します。（各種要件あり）	
所管課	総合政策課	

施策	出会いサポート応援セミナー事業	新規
施策概要	結婚活動を行う独身男女を対象とした婚活イベントを実施することで出会いと学びの場を提供し、結婚を望む独身男女の希望を叶え、本市の婚姻数の増加を図ります。（各種要件あり）	
所管課	総合政策課	

施策	結婚新生活支援事業	新規
施策概要	若年層（39 歳以下）の婚姻に伴う新居の住居費、引越費用等を支援し、婚姻に伴う新生活を始める世帯の経済的不安の軽減を図り、少子化対策を推進します。（各種要件あり）	
所管課	総合政策課	

④子育て家庭の負担軽減

【課題と今後の方向性】

景気の影響などにより、こどもを養育している家庭にとっては、子育てにかかる費用の負担も大きくなってきています。

本市では、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、こどもの貧困解消に向けた対策に取り組むとともに、保育所、認定こども園等にかかる費用の助成や奨学金の貸付け、医療費の助成、国の制度に基づく各種手当の支給等を行い、経済的支援の充実や各種制度の住民への通知など子育て家庭への一層の支援に取り組みます。

【主な施策】

施策	保育所等の保育料の無償化　新規
施策概要	国が実施する、３歳から５歳のすべての児童の保育料無償化で対象外となる０～２歳児の保育料についても、本市の住民については無償とし、子育てにかかる保護者負担の軽減を図っています。
所管課	こども子育て課

施策	学校給食費無償化事業　新規
施策概要	市内小・中学校に在学する児童及び生徒を養育している世帯の学校給食費を全額補助することにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減しこどもを生み育てやすいまちづくりを目指します。
所管課	教育委員会（教育総務課）

施策	児童手当の支援事業
施策概要	家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図るため、高校生年代までの児童を養育している人に手当を支給します。
所管課	こども子育て課

施策	出産祝金支給事業
施策概要	少子化対策の一環として出産を奨励するとともに、こどもの健やかな成長を願うため、本市に住所を有する人で、こどもを出産した母親に祝い金を支給していきます。取り組みの内容については、市全体の子育て支援策の取り組みを総括的に考慮したうえで検討していきます。
所管課	こども子育て課

施策	子ども医療費助成事業【再掲】
施策概要	子育て支援策の一環として高校生の世代までの医療費を無料化しています。こどもに係る医療費の負担を軽減することにより、今後も疾病の早期発見と早期治療を促進していきます。
所管課	こども子育て課

施策	ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】
施策概要	ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、経済的な支援を目的として、医療費の自己負担分を全額助成します。
所管課	こども子育て課

施策	妊婦のための支援給付【再掲】
施策概要	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の使用負担軽減を図るため、妊婦のための支援給付金を支給し、経済的支援を行います。
所管課	こども子育て課

施策	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業【再掲】
施策概要	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の発行と妊婦一般健康診査の受診票を交付し、専門医療機関を受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。 また、母子健康手帳交付時には保健師などによる相談指導を行っており、今後も早期に交付し健全な妊娠生活が送られるように推進するとともに、関係機関と連携し、ハイリスク妊婦等の支援に努めます。
所管課	こども子育て課

施策	不妊治療助成事業
施策概要	不妊で悩んでいる夫婦が増加しており、専門の相談機関が必要となっています。不妊治療を望む者に対し、良質かつ適正な保健医療サービスが提供できるよう、医療機関等の情報提供を図ります。不妊治療をしている夫婦に対して、不妊治療費を1年間に上限20万円まで助成し、安心して治療に臨めるよう今後も継続していきます。
所管課	こども子育て課

⑤若者の自立支援

【課題と今後の方向性】

若者が継続的に就労し、経済的に自立することは、若い世代が本市に住み続け、こどもを持つ夢を実現するために重要なことです。本市への移住定住を促し、安定的で継続的な収入を得ることで家庭を築き、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりに繋げます。

【主な施策】

施策	市内高等学校支援事業 新規
施策概要	市内高等学校に通学する生徒の各種検定の受検を推進し、学力向上を図ります。（各種要件あり）
所管課	総合政策課

施策	奨学金返還支援事業 新規
施策概要	奨学金の貸与を受け進学した若者の奨学金の返還を支援し、移住・定住を促進し、本市への定着を図ります。（各種要件あり）
所管課	総合政策課

施策	若者・子育て世帯移住支援事業 新規
施策概要	本市に移住し、就業された方を支援し、若者・子育て世帯の移住の促進を図ります。（18 歳未満の世帯員を帯同した場合の加算等及び各種要件あり）
所管課	総合政策課

施策	定住支援事業 新規
施策概要	本市で住宅を取得された方を支援し、市内への定着を促進し、人口減少の解消を図ります。（18 歳未満の世帯員を帯同した場合の加算等及び各種要件あり）
所管課	総合政策課

第５章　事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1　「量の見込み」算出の考え方

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和７年度からの５年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本市では、令和５年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和７～11 年度までの人口推計は、令和元年～５年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆　年齢区分別児童人口推計

	令和6年【参考】	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	160	169	163	157	151	148
1 歳	153	178	170	164	158	152
2 歳	177	153	171	163	157	151
3 歳	159	175	155	173	165	159
4 歳	218	168	175	155	173	165
5 歳	210	226	167	174	154	172
6 歳	259	214	222	164	171	151
7 歳	232	262	211	219	162	169
8 歳	276	229	259	208	216	159
9 歳	262	272	227	257	206	214
10 歳	289	265	271	226	256	205
11 歳	310	298	267	273	228	258
合計	2705	2,609	2,458	2,333	2,197	2,103

2　教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育･保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所等利用、教育･保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（１区域）で教育･保育の量の見込みを定めていきます。

3　教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和 11 年度時点で１号認定（幼稚園・認定こども園）が 153 人、２号認定（保育所・認定こども園等）が 359 人、3 号認定（保育所・認定こども園等）が 311 人、合計 823 人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区　分		令和 6 年【参考】	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
1 号認定（幼稚園・認定こども園）(a)		**122**	**176**	**154**	**155**	**152**	**153**
【３～５歳】	1 号認定	111	154	135	135	133	134
	2 号認定(教育ニーズ)	11	22	19	20	19	19
2 号認定（保育所・認定こども園等）(b)		**611**	**412**	**360**	**363**	**356**	**359**
【３～５歳】	保育ニーズ	611	412	360	363	356	359
3 号認定（保育所・認定こども園等）(c)		**420**	**344**	**348**	**335**	**322**	**311**
【０～２歳】	0 歳児	61	73	70	68	65	64
	1 歳児	359	152	145	140	135	130
	2 歳児		119	133	127	122	117
2 号認定（保育ニーズ）＋3 号認定			756	708	698	678	670
合計（a＋b＋c）			**932**	**862**	**853**	**830**	**823**

（1）１号認定の確保方策

１号認定は、幼稚園、認定こども園にて対応します。
令和11年度の確保方策は183人で、計画期間中の量の見込みの153人の確保は可能です。

１号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区分		令和７年度	令和８年度	令和９年	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		176	154	155	152	153
②確保方策（利用定員数）		225	197	183	183	183
	幼稚園	－	－	－	－	－
	認定こども園	225	197	183	183	183
②-①過不足		49	43	28	31	30

（2）２号認定の確保方策

２号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」、「企業主導型保育施設（地域枠）」で対応します。
令和11年度の確保方策は366人で、計画期間中の量の見込みの359人の確保は可能です。

２号認定（保育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分		令和７年度	令和８年度	令和９年	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		412	360	363	356	359
②確保方策（利用定員数）		467	368	376	376	366
	認可保育所	64	56	56	56	46
	認定こども園	401	310	318	318	318
	企業主導型保育施設（地域枠）	2	2	2	2	2
②-①過不足		55	8	13	20	7

（3）3号認定の確保方策

３号認定は、「認可保育所」、「認定こども園」、「企業主導型保育施設（地域枠）」で対応します。

０歳においては、令和11年度の確保方策は77人で、計画期間中の量の見込みの64人の確保は可能です。１歳においても、令和11年度の確保方策は140人で、計画期間中の量の見込みの130人の確保は可能です。２歳においても、令和11年度の確保方策は146人で、計画期間中の量の見込みの117人の確保は可能です。なお、令和7年度は１歳の確保不足が生じますが、弾力化運用等により、量の見込みの確保は可能です。

３号認定（０・１・２歳児）量の見込み・確保方策

区分	令和７年度			令和８年度			令和９年度			令和10年度			令和11年度		
	０歳	１歳	２歳	０歳	１歳	２歳	０歳	１歳	２歳	０歳	１歳	２歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込み	73	152	119	70	145	133	68	140	127	65	135	122	64	130	117
②確保方策（利用定員数）	95	138	147	76	150	151	77	145	146	77	145	146	77	140	146
認可保育所	11	17	18	8	18	18	8	18	18	8	18	18	8	13	18
認定こども園	82	117	125	66	128	129	67	123	124	67	123	124	67	123	124
企業主導型保育施設（地域枠）	2	4	4	2	4	4	2	4	4	2	4	4	2	4	4
②-①過不足	22	-14	28	6	5	18	9	5	19	12	10	24	13	10	29

保育利用率の目標設定

	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
利用定員数	380	377	368	368	363
満3歳未満人口	500	504	484	466	451
保育利用率	76%	74.8%	76%	79%	80.5%
目標値	76%	74.8%	76%	79%	80.5%

※保育利用率とは、満3歳未満のこどもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員の割合

保育利用率＝3号こどもに係る保育の利用定員数÷満3歳未満人口

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（１）利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【確保の方針】

本市では１箇所にて実施しています。

令和７年度より「こども家庭センター」を設置し、引き続きすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定や、相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。

【基本型・特定型】	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（箇所）	－	－	－	－	－	－
確保方策（箇所）	－	－	－	－	－	－

【こども家庭センター型】	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1

※令和６年度までは「子育て世代包括支援センター」で実施

※令和７年度以降は「こども家庭センター」で実施

（２）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では、一般型を２箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和 11 年度では、1,883 人の利用が見込まれています。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、こどもの健やかな育ちの支援に努めます。

	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	2,424	2,126	1,991	1,961	1,905	1,883
確保方策（人）	4,141	2,126	1,991	1,961	1,905	1,883
施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2

（３）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和 11 年度では、2,072 人回の利用が見込まれています。

妊娠届け出数の減少が見込まれていますが、今後も母子手帳交付時等に周知及び受診勧奨に取り組みます。

	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人回）	2,424	2,366	2,282	2,198	2,114	2,072
確保方策（人回）	3,035	2,366	2,282	2,198	2,114	2,072

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月を迎える乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な悩みなどを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和 11 年度では、141 人の利用が見込まれています。
乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 （令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	182	160	149	147	143	141
確保方策（人）	224	160	149	147	143	141

（５）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

事業としての実施計画はありませんが、乳児家庭全戸訪問事業及び乳児健康診査等から支援が必要なケースについて、関係機関と連携し支援を図ります。

	実績 （令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	－	－	－	－	－	－
確保方策（人）	－	－	－	－	－	－

（6）子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業	夜間養護等(トワイライトステイ)事業
保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は、３箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。

計画最終年の令和 11 年度では、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）５人の利用が見込まれます。

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一般的に困難になった児童の一時的な預かりに努めます。

【ショートステイ】	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	7	6	6	6	6	5
確保方策（人日）	38	6	6	6	6	5
確保方策（箇所）	3	3	3	3	3	3

【トワイライトステイ】	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	－	－	－	－	－	－
確保方策（人日）	－	－	－	－	－	－
確保方策（箇所）	－	－	－	－	－	－

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では１箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
計画最終年の令和 11 年度では、219 人の利用が見込まれています。
より安全な援助活動を行うため、提供会員の知識及び技能の向上の支援に取り組みます。

	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	282	247	232	228	222	219
確保方策（人日）	159	247	232	228	222	219
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1

（８）一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所・認定こども園等、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では、幼稚園型の一時預かりを３箇所にて実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和 11 年度では、幼稚園型 9,326 人日の利用が見込まれています。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的な保育に努めます。

【幼稚園型】		実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	１号認定	12,005	10,528	9,858	9,710	9,435	9,326
	２号認定	－	－	－	－	－	－
	計	12,005	10,528	9,858	9,710	9,435	9,326
確保方策（人日）		17,623	10,528	9,858	9,710	9,435	9,326
施設数（箇所）		3	3	3	3	3	3

【幼稚園型を除く】	実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	－	－	－	－	－	－
確保方策（人日）	－	－	－	－	－	－
施設数（箇所）	－	－	－	－	－	－

（9）延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では 10 箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
計画最終年の令和 11 年度では、433 人の利用が見込まれています。
就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 （令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	558	489	458	451	439	433
確保方策（人）	558	489	458	451	439	433
施設数（箇所）	10	10	10	10	10	10

（10）病児保育事業

【事業概要】

児童が病気時に保護者の仕事等の都合により家庭で育児をできない場合に、回復期にあり保育所等に預けられない場合等において、一時的に施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では１箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
計画最終年の令和 11 年度では、225 人の利用が見込まれています。
仕事等の理由で、保護者が病気中のこども（小学 6 年生まで）を家庭で保育できない場合に、市が委託した機関で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

	実績 （令和４年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	267	254	238	235	228	225
確保方策（人日）	525	254	238	235	228	225
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本市では24箇所において実施しており、今後においても同様の実施に努めます。
なお、計画最終年の令和11年度では、451人の利用が見込まれています。
国の指針に基づいて、学校施設の活用や教育委員会との一層の連携協力を図っていきます。

		実績（令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		671	625	576	529	484	451
	１年生	160	147	139	129	118	110
	２年生	165	141	133	123	113	106
	３年生	139	117	110	102	94	88
	４年生	121	96	84	78	72	67
	５年生	47	67	63	54	50	46
	６年生	39	57	47	43	37	34
確保方策（人）		885	875	866	846	841	841
施設数（箇所）		24	24	24	24	24	24

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【確保の方針】

一部の市外の特定教育・保育施設の利用者につき、副食費の助成を行っています。現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

（14）乳児等通園支援事業

【事業概要】

こどもに遊びや生活の場を提供するため，保護者の就労の有無や利用目的を問わず，0～2 歳のこどもが保育所等を時間単位で利用できる事業です。

【確保の方針】

令和６年の子ども・子育て支援法改正により位置づけられた新たな事業で、本市では令和８年度より事業を実施します。

計画最終年の令和 11 年には、９人の利用が見込まれています。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人）	１歳未満児	−	6	6	5	5
	１歳児	−	2	2	2	2
	２歳児	−	3	3	2	2
確保方策（定員数）	１歳未満児	−	6	6	5	5
	１歳児	−	2	2	2	2
	２歳児	−	3	3	2	2

（15）産後ケア事業

【事業概要】

直後に心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和 11 年度では、29 人の利用が見込まれています。今後も国の指針に従い、事業実施体制の確保に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。

	実績 （令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	5	38	36	34	31	29
確保方策（人日）	－	38	36	34	31	29

（16）妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠・出産・乳児期における伴走型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針に従い、事業の実施体制の確保が求められます。

【確保の方針】

計画最終年の令和 11 年度では、234 人の利用が見込まれています。今後も国の指針に従い、事業実施体制の確保に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。

	実績 （令和５年度）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（件）	324	306	288	270	252	234
確保方策（件）	－	306	288	270	252	234

（17）子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

（18）児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、 居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

（19）親子関係形成支援事業

【事業概要】

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保の方針】

現在、本市では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

5　幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進体制

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。認定こども園は、保護者の働いている状況にかかわりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

そのため、認定こども園については、需給バランス等を考慮しつつ、幼稚園・保育所からの移行を進めます。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべてのこどもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び研修機会の創出等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

満３歳未満が利用する地域型保育事業については、保育内容への支援や卒園後の受け皿の役割等を担う連携施設の確保を求めるものとし、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う教育・保育施設と連携を進めます。

(4) 教育・保育施設等と小学校との連携

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、幼・保・小連絡会等を通じ、小学校との連携の推進に取り組みます。

6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的な負担軽減に加え、保護者の利便性の向上及び施設の事務負担軽減等の観点を踏まえ、支給の方法や回数など、事務を適切に実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査などの事務については、県や事業者とも連携し、適正な事務の実施を図ります。

7　放課後児童対策

(1) 放課後児童対策への取り組み

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備等を進めます。

(2)放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブについては、市内 17 校区中 16 校区に設置されており、こども及びその保護者が利用しやすい環境づくりに努めています。令和７年度から令和 11 年度までの量の見込みと確保方策において量の不足は見込まれていませんが、利用者の増加や利用者のニーズを踏まえながら、柔軟に対応していきます。

(3)放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、放課後や週末等に余裕教室等を活用し、地域の住民の参画を得て、 学習活動やスポーツ・文化芸術活動等、地域住民との交流活動を実施するものです。 令和６年度までにこの事業を実施している学校はありません。

(4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室について

本市の放課後児童クラブは、現在 24 支援単位が開設しており、小学校の余裕教室を活用しているのが５か所、小学校の余裕教室以外で実施しているのが 19 か所となっています。

今後は、小学校の余裕教室を利用して放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する『一体型』、学校の教室外で実施する『連携型』について検討します。

(５)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長の検討

市内の放課後児童クラブにおいては、開所時間の延長は実施していませんが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応していきます。今後においても、教育委員会及び関係機関等との連携調整を図りながら、柔軟に対応していくものとします。

(６)放課後児童クラブがその役割を向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後等に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」となります。

こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年４月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

(７)放課後児童クラブの役割を果たす観点から周知を推進するための方策について

市ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織やこどもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

8　その他推進方策

（１）産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所・認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

（２）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

①働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等をとおして、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

②育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

③ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

（３）こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①こどもの虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めるとともに、「こども家庭センター」を設置します。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握し、必要な支援へつなげていきます。

②社会的養護体制の維持・確保

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、こどもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

③障がい児等施策の充実

障がい児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、こどもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策（「第４章　基本目標ごとの取り組み」に記載）を連携し、総合的に推進します。

障がい児や医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに支援体制の構築に取り組みます。

④こどもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、関係機関と連携して普及啓発活動を行います。

第６章　計画の推進に向けて

１　推進体制

計画策定に携わる関係課、事業所管課が連携して成果指標の達成に向けて取り組み、教育・保育施設及び子育て支援の参画を積極的に得ながら、子育て支援の輪の構築と拡大に努め、子育て支援計画の着実な実施や推進を図ります。

また、市民や子ども・子育て支援に関する事業関係者及び学識経験者等が委員として参加する「志布志市子ども・子育て会議」で意見を聴取し、社会全体、地域ぐるみでこども、子育て支援の環境向上と環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

２　計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況(利用定員数や施策取り組み)を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「志布志市子ども・子育て会議」が、事務局より提出される毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

第７章　資料編

１　志布志市子ども・子育て会議条例

志布志市子ども・子育て会議条例

平成25年９月26日

条例第27号

条例第 27 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、志布志市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、法第 72 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　法第６条第２項に規定する子どもの保護者

(2)　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　その他市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　子育て会議の庶務は、こども子育て課において処理する。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

（志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年志布志市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（任期の特例）
３　この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

附　則（令和５年２月20日条例第３号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月20日条例第36号）

この条例は、令和７年１月１日から施行する。

2　志布志市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略）

番号	氏　　名	所属団体等の名称及び職名	備　　　考
1	渡邉　春宣	市民委員（保育園利用者）	子どもの保護者
2	井手山　彩香	市民委員（保育園利用者）	
3	原口　慈	市民委員（幼稚園利用者）	
4	岩竹　舞	市民委員（小学校利用者）	
5	冨吉　亜由美	市民委員（子育て支援センター利用者）	
6	久保　直基	保育事業者等連絡協議会長	事業者
7	前田　和彦	みどり保育園　園長	
8	穂山　実	若草のがみこども園　園長	
9	角ノ上　琢	大隅児童相談所　所長	学識経験者
10	村岡　和志	市立小・中学校長会　副会長	
11	軀川　恒	かのや乳児院　施設長	
12	中西　浩二	主任児童委員（松山）	その他 市長が認める者
13	貴島　眞由美	主任児童委員（志布志）	
14	樽水　浩	主任児童委員（有明）	
15	上村　まゆみ	市ＰＴＡ連絡協議会　副会長兼母親代表	

３　用語解説

数字

●１号認定

満３歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合。

●２号認定

満３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合。

●３号認定

満３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合。

あ行

●育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が１歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則としてこども１人につき１回、１歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、こどもが１歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが１歳６か月に達するまで休業期間を延長することができる。

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に預かる事業。

●医療的ケア児

たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とするこどものこと。

●ＳＮＳ（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のことです。友だちなどとつながって、文章や写真、動画などで自分を表現（ひょうげん）したり、コミュニケーションするサービスのことです。

●延長保育

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定

こども園等で保育を実施する事業。

か行

●教育・保育施設

子ども・子育て支援法、認定こども園法、学校教育法、児童福祉法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園等をいう。

●子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業。

●こども基本法

こどもや若者、一人ひとりが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支える社会を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律。

●子ども・子育て支援法

こどもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

●こども大綱

こどもが健やかに成長し、社会で幸せに暮らせる環境を整えるための政府の方針。

●合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人のこどもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は 2.07 だといわれているが、2005（平成 17）年には 1.26 となり、過去最低を記録した。2017（平成 29）年は 1.43 となったが少子化傾向は続いている。

さ行

●事業所内保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う。

●施設型給付

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を対象とした給付をいう。

●出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

●小規模保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員６～19 人）を対象にきめ細かな保育を行う。

●少子化

全人口に対するこどもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

●次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担うこどもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

●児童

児童福祉法においては、18 歳未満の者を児童と定義し、１歳に満たない者を「乳児」、１歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

●児童虐待

親またはその他の養育者の作為または不作為によって、18 歳以下のこどもに対して起きる虐待やネグレクトなどの行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

●児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障害、非行など、こどもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、こどもと保護者への相談援助活動などを行う。

●児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するこ

とを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正によりこども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。

●児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18 歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

●児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるが、一定の障がい者である場合は 20 歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

●スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談・助言、保護者や教職員に対する相談、校内会議等への参加、教職員や児童生徒への研修や講話、相談者への心理的な見立てや対応、ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等、「児童・生徒本人の心の問題」に注目し問題の解決を図る専門家。

●スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラーが「児童・生徒本人の心の問題」に注目することに対して、スクールソーシャルワーカーは「児童・生徒本人を取り巻く環境」に注目し、問題の解決を図る専門家のこと。

た行

●地域型保育事業

少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つをいう。

●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

●地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

●ティームティーチング指導

児童生徒の個に応じたきめ細やかな指導を可能にするため、複数の教員が協力して授業を行う指導方法。

●特定教育・保育施設

市町村長から施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障害種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。

な行

●乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満 1 歳に満たない者を乳児という。

●乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

●認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

●認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事の認可を受けているもの。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成 18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成 24）年４月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

●ノーマライゼーション

障がいをもつ者ともたない者とが平等に生活する社会を実現させる考え方。

は行

●ハイリスク妊婦

妊娠、出産時や産後において母体または胎児・新生児に、何らかの異常が発生する危険性（リスク）の高い妊娠をしている妊婦のこと。

●病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

●ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

●母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。

や行

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

●幼稚園

満３歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行し、施設型給付を受けて運営する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行した幼稚園を利用する場合は支給認定手続きが必要（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、こどもの保護者は支給認定を受ける必要はない。）。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

ら行

●利用者支援事業（こども家庭センター型）

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施する事業。

●量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第３期志布志市子ども・子育て支援事業計画

（志布志市こども計画）

志布志市　子育て応援サイト　検索

令和７年３月

編集・発行　志布志市（こども子育て課）
〒899-7192
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目１番１号
TEL　099-472-1111